

## 委員会録

- 名称 決算特別委員会（2日目）
- 日時 令和元年9月20日午前9時30分から至午後4時51分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 岡田 泰正  
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 小西 啓 副議長 岡田 勇  
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

## 令和元年度和東町決算特別委員会

○委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

昨日19日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

委員の皆様をお願いします。

本委員会は、平成30年度の決算特別委員会です。30年度の事務事業の審査に関連する質疑をお願いします。

また、質問される委員は、最初に何ページのどの部分かを明確にし、質問してください。

それでは、質疑を続けます。

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

おはようございます。

では、私のほうから質問させていただきたいと思います。

まず、99ページの交通対策費についてでございます。

この中で、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会の負担金として222万3,662円ということで負担をしているということになっておりますが、東部連合の運行されている便かなというふうに思うわけですが、これの利用実態について教えていただきたいなと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

相楽東部広域バスにつきましては、平成29年10月から運行を開始させていただ

きました路線でございます。この路線維持につきましては、南山城村、笠置町、和東町の3町村で共同運行している便でございます。

なお、月曜日、水曜日、金曜日、土曜日ということで運行させていただいております。1日4便ということでございます。

なお、この負担金としてお支払いさせてもらった分の利用者でございますが、平成29年10月から平成30年9月までの利用総数でございますが、1,716人でございます。

なお、費用としましては、あと広域バスのラッピングということで費用を支出させてもらっているのと、広域バスののぼりということで、和東山の家の前にも和東町で立てさせてもらっているんですけども、広域バスを利用しようということでつくっております。

また、ことしの2月でございますが、住民向けのアンケートを実施した費用、また総合の時刻表ということで、和東町、笠置町、南山城村、それぞれ奈良交通、村営バス、笠置町の循環バスですね、そういう総合的な時刻表を作成させていただきました。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

約1年で1,716人のご利用ということでございますが、これの利用の区間、また本町の利用者数というのはわかりますかね。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

南山城村の月ヶ瀬口から加茂駅まで運行をさせていただいております。

路線につきましては163号線沿いということでご理解いただきたいと思います。

なお、和東町につきましては、木屋の停留所しかございません。やはり利用実態につきましては、昨年9月まででございますが、十数人ということで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

十数名の方がご利用いただいているということでございますね。わかりました。

200万円を超える負担をしているわけですから、なるべく利用実態が上がるような取り組みをお願いしたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

次にですが、平成30年度の奈良交通の収支状況、対前年で結構なんですけど、収支状況について教えていただきたいんですけど。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

平成30年度につきましては、経常収益が2,459万6,000円、運行経費が7,725万8,000円、国・県の補助金が1,474万8,000円ということで、差し引きになりますが、和東町の負担額が3,507万円ということでございます。

なお、平成29年度につきましては、収益が2,413万3,000円、運行経費が7,707万1,000円、国・府補助金が1,751万4,000円ということで、平成29年度の和東町の負担額が3,321万3,000円ということでございます。

なお、収益につきましては、平成29年度より46万3,000円、利用者がふえ

ているということでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

30年度については46万円程度の増収になっているということでございます。やはり町民の人口が減る中で、こういった収益が伸びているというのは、最近見てもそうなのですが、観光のお客さんがふえているのかなというふうに考えています。ですから、そういう意味では、観光に来られる方がより便利なダイヤというのが必要なのかなと思います。そういう意味では、特に、土曜日・日曜日・祝日等は、9時台、10時台、満員のバスも最近見かけますので、やはりそういったところの調整をまたバス事業者さんとしていただけたらなど、そのことによって増収にもなり、また町の負担も軽減されるのではないかなというふうに思いますので、そういった取り組みをぜひお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、163ページでございます。

お茶の駅構想プロジェクト事業ということでお聞きしたいんですが、お茶の駅構想ということですから、各地にある道の駅のようなイメージでですね、私だけかわかりませんが、そういうイメージを抱いているわけですが、このお茶の駅プロジェクト構想というのは、まず、どのようなものなのか教えていただきたいと思うんですが、農振課長ですか、お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

高山委員の質問にお答えさせていただきます。

和東町では地域経済牽引事業ということで、国の事業の同意を得まして、総務省、

それから財務省、厚生省、農林水産省、経済産業省、国土交通省という省庁大臣からの同意を得まして、そういった和東町の計画を立てております。

また、和東町は総合計画の中で茶源郷エリアということで、グリーンティ和東の周辺をそういった6次産業であったり茶業振興または茶業PRと、そういった形の中で利活用できるようなエリアというような形でも位置づけしております。

先ほど言いました牽引事業の同意を得た中で、和東町内で業者さんがそういった計画を立てて、地域経済を牽引するというような法人を設立していきたいということもございました。その中で、その企業さんのほうにつきましてはハード事業を主にやっていただくんですけども、和東町としてはサイド部分から人件費であったりというソフト部分で何とかお手伝いしていきたい。また、そういった形の中で和東町全体を盛り上げていきたいというような事業を茶業振興ということでプロジェクトを組んでおります。

そういった形の中でやらせていただいて、今回、100万円の支出になっておるんですけど、それにつきましては、その事業者さんのほうで400万円ほどの事業をされておまして、そのうちの100万円を今、言いました支援ということの中で商品開発をしたいということでございましたので、補助金を出させていただいているということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

このお茶の駅構想につきましては、春ごろに友人のほうからこの話を聞きましてね、和東でも南山城の道の駅のようなものができるかなというふうに思っていたんです。その中で友人とこの話をする中で、やはりそういう体験ができるような、また実演販売のようなスペースができて、そこに新茶の製造のときに出るいい香りがありますよね、ああいった体験を観光客に感じていただけるような、そういったものができたら

すばらしいなという話を友人としておったわけなんです。

これからこの事業については、私も経産省の資料をインターネットで調べさせてもらったんですが、平成34年度末までということで計画としてあるわけですが、今後については、お茶の駅というのはどういふようになっていくのか、しようとしているのか、今の現状のままなのか、それともこれからまだあのあたりが開けるといふか、いろんなものが開発されていくのかどうか、その辺、教えていただきたいと思ひます。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

あくまでも今の中での牽引事業につきましては、業者さんが国の融資とか補助金とかを受けていただきまして、ハード事業整備と。その中には、先ほど委員からもありましたように、お茶のミュージアムとか、そういったものをしたいというような思惑でおられております。民間事業で今回の100万円補助金を打たせていただいておりますけれども、400何万円、また自己資金とか、それから融資とかいふ形で事業をされているところでございます。

総額的にはかなり多いものでございますけれども、グリンティの横の私有地に置いて、そういったものをつくりたいというような意志を持っておられまして、それにつきましては京都府からの承認もいただいた中で個人としてやっていただくと。それをまた起爆剤とした中で、和東町しても、その横にグリンティもございます。今も運動公園の駐車場の整備もさせていただきましたので、そこは一体的な形で考えていきたいと思っております。

また、プロジェクト事業ということで、牽引事業につきましては、あの箇所だけを指定しているわけではございませんで、和東町全体で何かができると。この方の事業

はこれで認定はしてはありますが、ほかの方も全部そういう形の和東町のほうの基本計画にのっかった形で計画を立てていただいて、京都府の承認なりをいただきましたら、どこでも町内でできるような形で幅は持っておりますので、その事業を活用して、国費なりをとっていただいてハード事業を整備。また、今、言いましたような、ソフト的なところがお助けできるのであれば、そういった形で、これにつきましては今ありました期限を持っておりますけれども、そういった形で援助していきながら、和東町全体を盛り上げていきたいというようなところで、和東町のお茶構想ですね、それを何とか高揚させたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

この中に新商品開発と販路拡大の助成金というのも含まれておりますけれども、この新商品というのは、この間、いろいろと開発もされていると思うんですが、どのようなものが何点ぐらい開発されて、また販路拡大についても、どういった拡大ができたのかというようなところがわかれば教えていただきたいです。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ちょうど手元に資料を持っておりまして、支出という形の中で企業の実績の分につきましては、ブランドプロデュースということで意見を受けていくというような形の部分、それからブランドデザインということでロゴマークの制作、それから紙袋・タグ等の製作ということでつくられている部分、それからそういった版下ですね、版をつくったとかいうところ、それから販路形成コンサル費というような形の中で執行し

たということで報告は参っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

観光と先ほど述べましたけど、やはり観光に来られる方も増加傾向にあるわけですから、しっかりとそういった形で経済効果が生まれるような、そういう取り組みというのが大事かなというふうに思うんです。

ホームページを見てましても、いろんな商品、ビールであるとかお酒であるとか、いろいろありますよね。そういったものがホームページを探してもなかなか見つからないんですね。観光に来られる方というのはホームページなりを確認してですね、どこに美味しい店があるのか、どこに行けば一日過ごせるのか、また、お土産としてどんなものがあるのかというのを調べて来られると思うんです。そういったものがなかなか見つけづらいというのがあるかと思うので、そういったところの取り組みをすることによって、また、販路の拡大にもつながっていくのかなというふうに思うわけです。

それと、あと、近くのコンビニでは、土日になればロードバイクの方とか、いろんな方がいっぱい表の駐車場のほうにおられるわけですが、グリーンティ和東のほうでは余りそういった光景というのは見受けられないのかなというふうに思うんです。私が通る時間帯が悪いのかもわかりませんが、コンビニほどにぎわってないイメージがあるんですが、そこにはやはり入りづらさというか、そういったものがあるのかなと。お茶の駅ですから、どことも取り組んでおられる道の駅のように、気軽に観光のお客さんとか、また地元の住民の皆さんも気軽に立ち寄れるような、そういった空間にしていかないといけないのかなというふうに思うんですが、そのあたりどのようにお考えですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

観光の部分も入ってきておりますので、うちのほうは地域力もございますけども、農村につきましてはロードバイク、食事したり、トイレしたり、飲料品ですね、そういったものでということで一服の場所的な形の使い方。

和東茶カフェにつきましては、和東町の産品、農家さんがつくるものを直接販売できるような形でございます。ですから、言えば食事類というのはちょっとは置いていると思うんですけども、ただ、ローソンにつきましては、やはりデータをとりながら何が売れ筋か、おにぎりであったり、パンであったり、また、ロードバイクとか乗っておられる方につきましては荷物を持つわけでございませぬので、お土産目的ではなくて、ただ端的に言えば、トイレができて、食事ができて休めるというような形の活用。ロードのほうにつきましては人口も多いんで、雑誌とかでも掲示されて、そういった形で、ルートの中でどこで休めますよというような形で専門誌に載っているというところでもございますんで、そういったところで自転車に限りましては人が多いのかなというふうに思います。

それと、先ほどの産品の関係のホームページとか、そういった形なんですけど、和東町を引いていただくと、リンクを張っている部分で、いいとこ和東ということで活性化センターがつくっているホームページへ行きます。そこへ行きましたら、今度は和東茶カフェであったり、いろいろな部分についてリンクを張っておりますし、農家民泊のところもご紹介させていただいております。

バナーというか何と言うんですか、検索のところには、いいとこ和東は載らないと思うんですけど、和東町と検索していただいたら、その中には載っている。和東というキーワードで引っ張ってはいただけだと思うんですが、そのあたり、載せているものは載せておりますけど、探しにくいというところはあるのかもしれませんが。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

もう1問ということでしたので、先日、知り合いの大学の先生で、観光とか公共交通の研究をされている先生なんですが、その方とぼったり高橋のバス停で会いまして、グリーンスローモビリティを見に来たということでも来られました。そこで、立ち話ですけど、いろいろ話をしている中で、やはり和東町はお茶を中心とした観光にしっかり取り組んでいくべきやというふうに言われておりました。

そういうことで、またいろいろ教えてくださいというようなお話もしてたんですが、そこです、167ページにゴルフカートの関係が出てくるかと思うんですが、50万円の支出ですかね、購入費としてされているかと思うんですが、昨年度の運行回数なりですね、それと今後についても1台ふえて今も運行されています。土日になれば何台か頻繁にうちの家の裏を通るんですが、そういう状況で本当にうれしい状況だなど思っているんですが、今後のそういったところの取り組み考え方について教えていただけたらと思いますので、よろしく願いします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。167ページ、168ページということで、公用車の購入ということで50万円上がっております。これはですね、ゴルフカートは雨の場合はなかなか運行が難しいですので、お茶の京都のコンセプトカーをお譲りさせていただきました金額でございます。

ゴルフカートにつきましては、平成29年度にヤマハのほうから1台購入させていただきました。運行につきましては10月、11月、3月ということで、土・日・祝

日ということで運行させていただきました。10月から11月末までに16日間運行させていたしまして、ゴルフカートの利用が90人、それから先ほどのお茶の京都のコンセプトカーということで、スマートの車なんですけど、こちらが雨の日には運行は13人、合計103人のご利用がございました。

それから、また3月でございますが、3月は後半のほうに乗っていただく方がおられましたので、3月は11日間の運行で、ゴルフカートの利用者が22人、スマートにつきましては0人ということで、ゴルフカートとスマートを合わせまして、平成30年度、125名の乗車人数となっております。

今後の考え方につきましてというご質問の件でございます。

今年度、二酸化炭素の低減に向けたということで、環境省のほうでグリーンスローモビリティの導入というのを推奨されておりますので、現在、補助金を申請しております。ほぼ申請が整うような状況で現在でございます。交付決定があり次第、1台購入のほうをさせていただくわけなんですけど、ただ、当初予定しておりましたのが、現在、運転手を含めまして4人乗りでしたが、もう1人乗っていただくということで、30年度の実証実験のときに乗れなかった方が待っていただいたということとか、あるいは当日来られなかったときなどということでもう1台買わせていただくんですけど、運転手を入れまして5人乗りの車を購入させていただきたいと考えておりますので、今議会のほうで補正予算という形で若干追加させていただいて、購入させていただく予定でございます。

ただ、ゴルフカートは観光ばかりではなくて、今後、住民さんの足にもなるようにということで考えております。一定、走る距離が1回の充電で40キロということで決められてますので、和東町全域を網羅することはできませんが、実証実験としまして、住民様の足となるようなゴルフカートの運行というのを現在考えておまして、運輸支局のほうにも相談させていただくというスケジュールでやっております。

また、無償というのはいつまでたっても無償実験というのではありませんので、来年

4月以降、有償化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから質問させていただきます。

ページ数にして288ページの発電機リース料についてお聞きしたいと思います。

ここ数年、台風とか災害なんかでいろんな災害が出てきております。昨年の台風15号で発電機、避難所何カ所で使われたか。その避難所に使用されている発電機の数を教えていただきたいと思ひます。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

井上委員のほうからありましたように、昨年の9月4日から5日にかけて台風21号で、相当、和東町のほうは停電をしたということでございますので、和東町は現在28台の発電機を持っております。各公民館にそれぞれ1台ずつ配置をさせていただいております。また、避難所にはそれぞれ2台ということで、全て合わせまして28台の発電機がございます。

実際使わせていただいたのが9月30日から10月1日にかけて台風24号が発生いたしました。この際、全ての避難所で使うようにということで準備をさせていただき、このときも全戸の停電がございましたので、避難所全て使わせていただいたという状況でございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

その発電機については、常にメンテナンスは完了されておられるのでしょうか。いつでもその状態で使える。例えば、災害のときに使えないような状態では意味がありませんので、そのことについてはどういうふうに形になっているのでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

発電機というのはポータブル発電機で、カセットガス2本を使って約2時間もつ発電機でございます。これについては室内の蛍光灯とテレビ等の電源がとれるような小さなものでございますが、やはり井上委員がおっしゃるように、6月の梅雨時期の前には確認をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それと、今、避難所のほうで2台というふうにおっしゃってございましたけども、この2台はどこの避難所に当たるとこなんですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町では広域の避難所ということで7カ所指定をさせていただいております。湯船の中五の瀬集会所、和東町体験交流センター、そして和東B&G海洋センター、人

権ふれあいセンター、そして和東町社会福祉センター、グリーンティ和東、白栖公民館、  
以上のとおりでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

7カ所の避難所がありながら2台しか置いてないということなんですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

各避難所に2台ずつ配置をさせていただいております。公民館につきましては各1  
台ずつ配置をさせていただいたところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

わかりました。

2台というのは、とにかく7カ所のうちの2台だけかなと思ってましたんで申しわ  
けなかったです。

それと、避難所に関して、災害が今までからありますので、特にことしなんかもい  
ろいろ災害が出ております。避難所に対しても少しお尋ねしたいと思いますけれども、  
避難所でお年寄りとか病気を持っておられる方の福祉避難所、これについて、わらく  
さんと、そしてもう1カ所、たしか前のときに教えていただいたと思うんですけども、  
それ以外にどういうところがあったか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

井上委員がおっしゃるとおり、和東町の福祉避難所につきましては、わらくさんと和東町の老人福祉センターの2カ所ということで定めさせていただいております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

その2カ所について、やはり医療関係と結びつかなければ意味がないと私は考えておりますけれども、どういう形で医療関係の方とお話しできているか、このことについてもお聞かせください。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町の災害時における医療班ということで、和東国保診療所、また保健師さんを初めとした人材で対応させていただくということになっております。

わらくにつきましても、当然、和東国保診療所の先生を中心に体制を整えるということになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

診療所は福祉避難所に指定されていないのはどうしてでしょうかね。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、診療所につきましては2階はございますが、ベッドがございません。その関係で、現在、福祉避難所としては指定しておりません。

わらく、老人福祉センターにつきましては、一定の施設が整っているということで指定させていただいているものでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

最後になりますけれども、和東では福祉医療センター構想があります。これについて、将来においてそういう福祉避難所をこれらの福祉医療センターの中に設けていただきたいと要望しておきます。

これで私の質問を終わります。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それでは、きのうに続きまして質問したいと思いますけれども、きのうは途中になったんですけれども、今、避難のことも話になっておりましたけれども、きのう、いわゆる避難の際に要配慮者の把握と避難行動の要支援者名簿作成云々ということでお尋ねしたときに、一応、福祉課のほうで名簿を作成していただいて、それに基づいて避難支援関係者にもそういった情報共有を行ってやっているであろうということでお話を伺ったんですけれども、実際がどうなのかということをお聞きしておきたいんですね。

平成30年度の関係でいいますと、先ほどからありましたように、台風21号等の中で一定避難準備情報等もそのたびに出されたと思います。その際に福祉課で持って

おられるという、そういう名簿に基づいて具体的にどのような対応が行われたのかです。いわゆる避難支援関係者という者がおられて、そこにどういう情報が行って、具体的にどういう避難をしていくというような対応がされたのか、その辺、説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

昨年度、平成30年度では計5回の避難準備情報等を発令させていただきました。実際、要配慮の方ということで、名簿のほうは福祉課で持っておられるんですけども、実際、活用はしておりません。

やはり社会福祉協議会、消防団、地元の区長等連絡をいただいた場合、体制を整えるという形で思っておりましたので、実際、名簿をいただいて行動ということはございませんでした。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

後で聞いた話としては、例えば、防災無線等で避難準備情報を出されたと。高齢者の方とか、そういった方は避難を始めてくださいということだと思うんですよね。それを聞いた高齢者の方などが、じゃあ、どうしたらいいのかとか、どうやって避難所に行くのかということ考えたというような話もありますし、また、いわゆる支援者になり得る方たちが、どの人を迎えに行ったらいいんかとか、誰に声をかけたらいいいんかとかいうことも情報が伝わってこないし、わからないといった、そういう声があるわけなんですよね。ですから、福祉課でそういう名簿は持っておられるかもしれな

いけれども、それに基づいた、いざ避難というときに、じゃあ、誰が声かけて、実際に避難所まで行くのかとかいうようなことがされていかないと、もっと大きな災害になったときに、結局、誰も動かないみたいなことにもなってくるので、やはりそこは防災計画でもそういうふうの規定されたわけですから、ぜひ具体的な対応というものを検討もしていただいて、やっていただきたいと思うんですが、その上で、最近の報道とかで、例えばそういう障がいを持った方、車椅子でしか動けない方もおられると思います。足が悪くてなかなか避難所まで行けないという方もおられると思いますし、最近では、免許を返納されて、車で動けないという方もおられると思います。

そういう中で、実際にそういう方が何かあったときにどう避難するかということをシミュレーションしていくということが大変大事だということで、具体的に避難訓練を行って、こうやって避難しましょうということでイメージを持っていただくことが大変大事だというような報道がありました。

そこで、平成30年度において避難訓練というのはどういう形で行われたでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

全町挙げての避難訓練は行っておりませんが、各施設で避難訓練は実施しております。保育園、小学校、また社会福祉センター、わらくも含めまして、それぞれ避難訓練をさせていただいているところでございます。

特に、わらくの避難訓練につきましては、和束町の総務課と連携をして、消防署と一緒に実施をしたところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、岡本委員。

○8 番（岡本正意君）

いわゆる教育施設であるとか、また福祉施設については、やはり一定、年に何回か避難訓練を行うということは、多分、義務づけられていると思うんですよね。

ただ、私が言っているのは、災害でいつ来るかわからないわけですから、各行政区ごとのいろんな人たちが、どこに逃げるのとか、実際、自分が逃げるべきところはどこなのかということだっただけでどこまでわかっておられるかというのはあると思うんですよね。だから、それも含めて、町として定期的に避難訓練を行っていく。

また、今、言いましたように、特に配慮が必要な方について、いざというときにこうやって逃げるということをイメージしていく上でも、そういう個別の避難訓練も今後必要になってくるんじゃないかというように思うんですけども、その辺は今後どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

何年か前に東和東地域を中心に和東小学校で実施しましたが、それ以降やってないというところがございますが、やはりいつ起きるかわからない災害に対しましては、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、岡本委員。

○8 番（岡本正意君）

そこは具体的にぜひ検討いただきたいと思うんですよね。

それと、もう1点、平成30年度にも何度かご指摘はさせてもらったんですが、避

難をする上でも、特に町内の方もそうですけども、先ほどから出てますように、観光で来られた方とか、それで滞在されている方という方も最近ふえていると思うんですね。そういうときに災害が起こるということもあり得るわけで、その上で、じゃあ、どこに逃げるのかという部分での避難所がどこにあるという意味での表示というものが、この間、以前につくっていただいた避難所への案内標示板とかが大変老朽化してわかりにくくなっている。そもそも、もともとからわかりにくかったんですけど、そういうものをちゃんと取りかえていく、もっとわかりやすい表示にしていく、そういうことをぜひしていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

しかも、最近言われているのは、住民だけを相手にするんじゃなくて、いわゆる多言語でやると。30年度には観光の目的で茶畑の景観のところに誘導する看板というのは、西和東の地域中心に電柱に張られまして、大変丁寧に誘導されてますよね。私は、あそこまでできるんだったら、災害の面であれぐらいのことをすぐにせないかんと思うんですよ。やはり本当に住民の命を守るという点で、それも必要ですけども、やはりそういったことをもっと優先してすべきだったんじゃないかと思うんですけども、実際、その辺はどういうふうにされましたか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員から以前、一般質問でもいただきまして、検討したいということでお話をさせていただきました。実際、電柱の観光案内等につきましては、一定の補助がつけましたので優先的にしたということでございます。今後、予算を確保、また補助金を確保しながら進めていきたいというふうに考えております。

なお、多言語のパフレット、避難情報の関係でございますが、それについては、今年度、ハザードマップの更新ということで、新たに指定されました危険区域ですね、

それも踏まえて住民の方にパンフレットを作成してお配りするという計画を進めております。その中で多言語ができるのであれば対応したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そこは、住民の方の命もそうですし、それだけ観光客の方にぜひ来てくださいというふうに言われるのであれば、来て何かあったときにもちゃんと対応できるという体制をぜひ整備していただきたいというふうに思います。

それでは、次にですね、121ページの老人福祉費の関係で1点お聞きしたいんですけども、先日の一般質問でも村山議員のほうから質問がありまして、いわゆるシルバー人材センターの検討について、平成30年度の中でしていただいたと思います。

といいますのも、私、平成30年度の間、たしか6月議会だったか9月議会だったか、どちらかだと思うんですけども、シルバー人材センターのことについて質問しております。そのときに町長はどのようなふうに答弁されているかということなんですけども、「これを早期に実現させるという方向で進めてまいりたいと思っております」というふうに答弁されているんですね。早期に実現させるというふうに言っておられます。ですけども、実際、先日の一般質問の答弁でも、なかなかそういうふうな雰囲気じゃなかったんじゃないかと思うんですよね。実際、平成30年度に早期に実現するという町長の答弁を受けてどのように具体的に検討されたのか、その辺は担当課がおられますか、どうですか。お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、早期のということですが、村山議員からも一般質問で、シルバー人材センターの必要性ということが大事だという、こういう方向で捉えております。

これは岡本委員からも何回か質問でいただいておりますが、1町ということでもありますが、一応、私は、今、未来づくりセンター、いわゆる南山城村、笠置町、和東町、広域で取り組んでいきたいと、こういうふうに答弁させていただいたときがあります。それはなぜかということですが、やはりこれは規模によって国の補助を受けたり、受けられなかったり、単費という問題があります。それと、未来づくりセンターをその方向で進めてもらっております。

その中で方向が二つ分かれます。現在、南山城村にシルバー人材センターがあります。これは普通の団体ということであります。笠置町は持っておられません。和東町もないわけであります。府下でも少ないわけなんです。これは早急に努力して何とかというのが今の考えであります。

その中で、まず、一般財団法人として進めていく。そして、合併するというのも一つの方向です。非常に申請等について時間がかかり、手間がかかるわけです。だから、今、詰めておりますのは、南山城村はさきに走っておりますので、その支店というか、支所ということで、その一つの合併機能、そして公益法人として国の一定の補助を受けてやれるような方向で、今、検討しておると、こういうことでもあります。

しかしながら、町村で考え方というのが、今、未来づくりでやっておりますが、ちょっと温度差がありますので、その辺のところを所管の課長会議とか、連携をしながら進めていこう、こういう取り組みで今やっているわけであります。

早期というのは、岡本委員が、30年度でできなかったとか、本年度という、こういう問題だろうと思いますが、今の方向で着実に一つ一つこなして何とか実現していきたい、こういう取り組みを早期というのが漠然として申しわけないですが、そういうことで、一日も早くそういうことで頑張ってもらいたいと。現在そういうことで十分進めておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる早期にということが、30年度中にやるということで確かに言われてません。実際そこまでは言われてませんが、ただ、これは今に始まったことじゃなくて、もうかなりずっと前から提案もさせていただいてきた問題で、私自身としては3町村で未来づくりセンターで検討いただいて、それでやっていただけるのであればそれで構わないと。1町にこだわってないし、実際に府内でも連合でやっておられるところもあります。ですから、いずれにしても早期にやってほしいということで要望していたと思うんです。

先日、未来づくりセンターの方に連絡させていただいて、実際、未来づくりセンターでどういう検討をされているのかというふうに伺ったんです。いろいろ話はしていただいたんですけども、正直言いまして、はっきり言って失望してました。まだそんなことなんですかということだと思っんですよ。

例えば、今どういう検討をされているんですかというふうに聞いたときに、今、社協のほうでやられている軽度の作業の有償ボランティアがありますよね、そういったものとの調整が必要だとか、それは必要でしょう。あと、各3町村の担当課の調整が必要だとか、いわゆる3町村みたいな連合でやっているところは府内にあると聞いているのでね、これから聞いていきたいという話ですよ。そんなこと、もうとっくの昔にされているのかと思いましたよ。要は、当然そういう課題があるわけですからね。そんなことさえまだこれからだというようなことを未来づくりセンターのほうでは言われてたし、じゃあ、いつまでに立ち上げをされているんですか聞いても、いつまでとはなかなか言えない状況ですと、そういう答えだったんですね。

じゃあ、町長の30年度のこの場で答弁されたね、とにかく高齢者の問題は大事で、立ち上げていく方向で私は共有していて、早期にやっていきたいという答弁は一体何

なのかというね、まだそんなことさえ調査もできてない、調整もできてない中で、どうやっていつまでにやろうとしているのかということが本当に見えない状況だったなというふうに思うんですけどね、だから、そういった声も何度も何度もこれまで要望してきて、そういった声も住民の中から多い中で、ちゃんとともに期限を持ってやっておられたのかと疑わざるを得ないと思うんですけど、その辺、町長いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

和東町がこの議会で答弁させていただいている中では、先ほど申し上げましたような必要性があると。そして、早期に取り組むと。そして、手法は1町じゃなしに3町で広域で取り組む、こういう話し合いの方向を示させていただきました。そういう方向で未来づくりセンターとも十分協議しながら進めておりますので、その中からスタートしてきているというのが現状だというように思っております。

岡本委員に答弁した際にも申し上げました。現状、和東町は、この問題はどうなっているのか。現在、社会福祉協議会で、有償であります、そういう中でのシルバー人材センターがありますよ。それは一般的に広がっていかないという問題がありますが、これから一般的に広げていくと、この必要性を感じさせていただきました。そして、1町というよりも、同じやるなら公益法人をとって国の認可をとる。そして、国からの補助を受けてやるというのが方向であろうと、そういうことに努めているわけがあります。

この方向というのは、今、南山城村でやられているのも、そんなたくさん対象にはなっておりません。いわゆる5,000人の対象規模だというふうに言われております。そういう規模を目指して、3町で早く取り組んでいきたいというのは、私が議会で答弁させていただいた内容であります。

しかしながら、これは他町にまたがる問題です。笠置町もないところであります。南山城村は既に一般とかNPOですね、やっておられるということだと思いますが、この辺のところの調整というのは、確かに今、岡本委員が言われたように、町村会がありますので、温度差もありますので、調整というのに時間がかかっております。しかし、私はこの方向が東部3町村にとっては大事だというように思っておりますので、今後これにつけてさらに強く要請をしていき、そういう方向で進められるよう努力してまいりたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

先日、未来づくりセンターのほうの方に聞いたら、いわゆる仮に立ち上げるとしてもですね、まずは一般財団法人という形で立ち上げた上で、その上での実績等をしっかりと積んだ上で、一定、公益法人のほうに移行するというのが道筋だというふうに言っておられました。そういう意味では、やはり町長が言われるような、そういう一番いい形に持っていく上でも、まずは実績を積んでいくという意味でも、早急にセンターそのものを立ち上げていただくということに全力を挙げていただきたいというふうに、30年度の取り組みも踏まえて強く要望しておきたいと思います。

次に、163ページ、164ページの、先ほど高山委員のほうからもお話がありましたけども、お茶の駅構想プロジェクト関係なんですけど、先ほど一定のお話がありましたけども、これは当初、平成30年度の中で、この100万円が支出された新商品開発と販路拡大助成金のほかにも幾つかのメニューがあって、たしか全体で1,700万円ぐらいの予算だったと思うんですけども、実際は100万円しか支出されていない。あとはなかったということだと思うんですけども、その辺はどういう事情なんですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

前に全員協議会のところでご説明させていただきましたけど、昨年、設備投資事業、雇用促進事業、新商品開発等事業、創業支援事業、茶源郷和東PR事業ということで、1,540万円ほどの予算を組ませていただきました。この事業の分につきましては、先ほど言いましたように、地域牽引事業の中で手を挙げていただきました、京都府の承認を受けていただいた企業に対しまして、その内容、ハードの部分について国費等がつくものにつきましてはしませんけども、ソフト事業的などところで国費にのらないところの部分につきましては援助していこうということでございまして、交付要綱を制定させていただきまして、運用させていただいたところでございます。

いずれにしましても、企業のほうの活動がそういった形で動かないと補助金の申請もないということでございます。実際、100万円ということで400幾らの事業をされたうちの規定での要綱の最大限ということで、100万円を支出させていただいている状況であるということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いわゆるこれは、さっき言われましたけども、国・府の認可を受けられた牽引事業者には補助されないものなんですね。もともとお茶の駅の構想というものを推進するということで牽引事業として申請されて、それが認可された。その中には、どういう事業を行うということで、一定、やはり計画を持っておられたと思うんです。それがそのまま町がつくられた補助事業になっていると思うんですね。ある意味、必要だからわざわざ計上されていると思うんですね。必要があるから計上されていると思うんです。しかし、実際は100万円しか支出されなかったというのは、ほかの1,

000万円以上の用意した分というのは、全くこの予算が必要なかったと。ある意味、そういう使う見通しがなかったということだと思うんですね。使う見通しがないのにわざわざ予算化して、結局、何も使わずにやり残したということじゃないかと思うんですね。

前にも言いましたけど、それは見通しを持った予算の計上なのかと。いわゆるこれは町の単費事業でしょう、基本的に。違うんですか。でも、いずれにしても、原資は住民から集めた税金でやってることでしょう。それで1,000万円以上のお金を用意して、一つの企業体に支援しますというふうなことで確保したものが全く使われずに、言ったら不用額となっているということでしょう。これっていうのは、計画上はそれでよかったんですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えをさせていただきます。

これにつきましては、地域経済牽引事業の中でそのセットというんでしょうか、地方創生推進交付金がついております。ですから、これにつきましては、地方創生交付金があるということの中の利活用を市町村でできますよという形で国からもいただいております。確かに税金ではございますけども、単費というよりも国の地方創生交付金をいただいた中での利活用だということでございます。ですから、この分の100万円につきましてはいただいておりますけど、そのほかにつきましては国からいただけてないということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

私が言ってるのはね、使わなかったから、返したからそれでいいやんかということじゃなくて、目的を持って、計画性を持って計上したんじゃないのですかと言っているんです。だけど、結局は、要はほとんど使わずに全部不用額になっていると。さっき言われたように、それは計画的な、いわゆる牽引事業者だけを対象にしてつくった補助金ですよ。要は、牽引事業者にならないとこれを受けられないと。いまは牽引事業者というのは、いわゆる認定された牽引事業者しかおられないわけですから、基本的には、その人たちがつくった計画に基づいてこれっていうのも動いていると思うんですよ。一般的に皆さん、どうぞという補助金じゃなくて、その人たちがやるであろう事業に対して、要は、これを援助しようということわざわざ計上されておられた事業だったんじゃないかということなんです。だけど、実際はほとんどが使われずに終わりましたよねという、これは計画性のない、見通しのない事業だったんじゃないんですかということ言っているんです。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

計画性云々でございますけども、とりあえず、今、承認をいただいております事業者につきまして、事業の内容として飲食店、また小売販売、不動産部門、宿泊事業等をやっていきたいということで京都府の認可を受けられております。本町といたしましても、やはりそこら辺の部分について何かしらの援助もしていかならんということで予算を組んでいただいております。

細かくいきますと、ゲストハウスでありましたり、お茶の加工施設であったりといったものをつくっていきたいと。それで、国の融資を受けてやっていききたいというような形の希望を掲げられておりますし、この分につきましては、この事業体以外のところでも2社ほど相談に来ております。現に、そのあたりにつきまして、本町の国か

らの同意をいただいた基本計画に基づいた形の中での内容で京都府の承認を受けられるような形での事業計画を立ててくださいと。そういう部分につきましては、税的な部分もございますけども、本町も援助していくということでございます。

予算を倒していかないと、もし立っていたときに手当できないという、手おくれになりますので、そういった部分で、計画性が云々ということではございませんで、できたときに対応できるような形で国からの予算を京都府を通じて国の計画をいただいお金をいただいておりますので、そういった形で早目に手を打っていかねば、なかなか回ってもらえないと。できてからではもらえないというところもございましたので、そういった部分で予算化させていただいているということでご理解いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩します。

（午前10時30分～午後10時45分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

町長にお聞きしたいと思うんですけど、先ほど岡本委員がシルバー人材センターの件についてお尋ねされました。その町長の答弁を聞いてまして、せんだって一般質問の中でシルバー人材センターを取り上げたんですけども、その中で、一応、木津川市のほうから聞いてますと、やはり和束町のレベルでは公益法人は無理でしょうと。実際、5,000日という、それだけの仕事量というものは絶対確保できないと思うんですけども、なぜ公益法人にこだわられるのか、その辺をお聞きしたいと思ひまして。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

シルバー人材センターということになれば、そこには当然、事務所職員配置もしていかなきゃならないと。こうなりますと、いろんな運営においてのコストになれば、いわゆる補助体制になるほうがいいだろうと、こういうことを第1目標に挙げさせていただきました。そういう意味で、公益法人を目指すということで3町公益連携と。笠置も今、持っておられませんから、南山城村もNPOか何かの団体でありますので、これも課題として掲げておられます。その辺の公益も目指したいという方向も持っておられます。それとうまく流れがこの時期に合うということで、この問題を今こだわるといえるのは、その方向を目指しているということで、今、申し上げました。

それで、方法ですけども、今、一つ一つ一般財団法人化してですね、笠置も一般財団法人、和東も一般財団法人、そして南山城村も一般財団法人、三つつくって、あとで合併というのがありますが、これは認可をもらうと事務がさらに遅くなるということで難しいと。それだったら一つ既設のあるところに支所というんですか、一つにして一般財団法人化する。そして、公益法人を目指すという方向が早く設立できると。

公益法人というのは次の目的で、まず、一般財団法人があろうが、設立したいという願いを持って、今、進めております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

シルバー人材センターを設立すると問題となるということで、木津川市のほうでお聞きしましたところ、やはり行政のほうで仕事も提供していかなくてはならないと。木津川市はどのような形で提供されているんですかと聞きましたら、公園の草刈りというようなこと。しかしながら、その中に民業圧迫ということを言われはならないの

で、その辺が苦慮しているということです。

せんだっての一般質問のときもさせていただきましたように、南山城村が今、設立されているんですけども、法人税等の支払いに困っていると聞いてます。せんだって、私、一般質問のときにも言っていましたように、木津川市あたりの提案としては、宇治田原町のように、任意でやったほうが設立も簡単、税金も払わなくてもいい、そちらのほうがお勧めではないでしょうかというようなことが言われました。だから、せんだってもしましたように、資料は結構いただいてきております。その提供もさせていただきたいと思うんですが、要するに、何ら呼びかけもございません。真剣に考えるのであれば、私らもよそへ行って多少の勉強はしてきておりますので、そういう知恵も活用されてはどうかと思うんですが、その辺は町長、いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、二つの面からありますのは、一つは公益法人といいますのは、先ほど言いましたように、広くやるんだったら公益法人がいいだろうね。いわゆる法人税の問題もありましょうし、そういう問題があります。そして、補助金が受けられる、これもいいですね。

それと、もう一つは、小さくやりますと、今、言われたように、仕事の補償とか、今、社協やとか、いろいろ整合させていかなきゃならない。これも今シルバー人材センターとして、人口の移住という交流を促進していこうということで、アクティビティなシルバーというんですか、そういう方たちの受け入れを積極的にという長所はあるんですけども、そういう体制を整えていかなきゃならない。

任意というのは、その任意の中ではですね、これをしていくのに一番大事なものは、作業とかいろいろについての保険とか責任体制ですね。そういう面とかはどうなのかというのは、私もその辺を勉強させてほしいと思うんですが、任意でお互いに集まっ

て、そういう活動ができるのかというの、非常にそのところは、本当に宇治田原町が認識して、関連してやっているのか、本当に住民のボランティアグループができていいのか、その辺が私もわからんところがありますので、その辺が一つ私もわからないところがありますので、非常に私はその点で感触が同じだったら、きちっと責任をとれる体制というのを私は目指してたもんですから、今、言うように、そういうことを考えておりました。

グループをつくられてボランティアでやってくれはると、話の中で話していくというのはいかなものかという問題がありますが、任意と言っているのは私も勉強不足の点があります。もし、機会があれば宇治田原のその辺のところを聞かせていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

私も宇治田原町へ行って、任意でどういう形でやっておられるのか勉強はしたいと思います。

確かに町長、補助があれば運営は楽だと思います。公益法人になれば国からも府からも補助金が入ってきます。しかしながら、問題は5,000日という、その仕事ができるかどうか。木津川市でも396人の要するに会員さん。南山城村では100人も満たないというような形になっておりますので、公益法人は無理ではなかろうかと私は思っております。その辺のこともいろいろ検討していただいて、公益法人だけにこだわるんじゃなくて、人材センターの設立をいかにするか、そして老人の力をいかに活用して和束町をきれいにしていくか、その辺が大事だと思いますので、再度検討のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、村山委員のご質問でいいますと、私、公益法人を目指しているということを申し上げましたが、現実問題、設立するときには公益法人に一遍にはいかんと思いますね。一般財団法人かNPOとか、そういったところを目指すしかないと思います。

和東町でそれを目指したらいいわけですから、1町ごとにやる場合には可能だと思います。今、未来づくりセンターのほうは、その一つの方向として考えております。

ただ、仕事の保障というのは、南山城村に聞きますと非常に大変だと。確保が大変だと。それと、今、言われるように、100人体制ぐらいのことだというふうに聞いております。この辺ではなかなかしたかて大変だという問題があります。

それと、今、言われるように、民間の問題があったことは言いませんけども、エリアが小さくなればなるほど、いろんな調整とか社協のいろんな問題があります。先ほど岡本委員の質問の中でも、未来づくりセンターをこれからやっていかなきゃならないというのは、そういう意味なんですね。だから、目指すなら、もう少しパイの大きいところといくなら、公益法人。公益法人を目指さなくても一般財団法人でやっていると、そういうことで、今、考えておる。

先ほど言いましたように、一般財団法人を町村ごとでつくったらええねんけども、それを目指すんだったら、設立しやすいんだったら、同じ和東町の支所でもいいですからね、そういうことで、笠置支所、和東支所でいいわけですから、そこへ登録すればいいわけですから、事務的に早いと聞いたものですから、そういう方向で行きましょうと。

公益法人に固執する必要は私もないと。確かにランニングコストとか経費がかかりますから難しいもんで、そういうことを目指しますが、一般財団法人からスタートしても、NPOからということも方法はあるんじゃないかなかなと思っております。それは未来づくりセンターと十分、今、やっておりますので、詰めていきたいと、このように思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから質問させていただきます。

昨日、小西委員のほうから、税金のとり方ですね、滞納に対する取り組み方の質問がございました。その中で、決算審査意見書の中のほうにおきましても、17ページですけれど、「悪質滞納者に対しては云々」という言葉が使われております。そこで、私の考えなんですけれども、そもそも行政側から悪質という言葉を使っていいものかどうか、これについて全体責任である総務課長にお伺いしたいと思うんですけれども、悪質なものと悪質でないものとして分類して、それぞれ異なった対応をするということは納税者に対していかなものなのかなと、このように私は考えております。

そもそも租税法律主義の中におきましては、滞納整理は法律に基づいて行わなければならない、こういうことをうたわれております。そういった関係の法令でうたわれておる以上、税金の徴収というものについては、行政側のほうに督促とか、あるいは処分を行う、そういう権限が与えられているわけですね。私たちにはそういう権限がありません。だから、行政にはそのような権限が十分与えられている中で、その権限を十分に執行しないままに悪質だと。納税義務者が納税をしていないのは悪質だという言葉で片づけるのはいかなものなのかなと思っております。

問題なのは、先ほど言いましたように、滞納処分を行わないで不納欠損、時効消滅とかされた、そのこと自体が執行者そのものの怠慢であると、逆のほうの発想に私も振っていくんですけれども、そのような考え方で私はとらまえているんですけれども、その責任者である総務課長さんの意見、全体的な意見として取りまとめていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡田委員のほうから、決算審査意見書のほうで監査委員さんから意見が出てきたということで、その言葉づかいの関係でございしますが、一定、議会等に報告する際、わかりやすくという形で使われたものと理解をしております。

実際、税の徴収、使用料の徴収、岡田委員おっしゃるように、当然、法のもとで平等でなければならないと。この執行、例えば、銀行の差し押さえも含めまして、本来、和東町長ができる仕事でございます。現在、税につきましては、税機構に移管をするということで、そのかわりを税機構が担っているということで理解をしております。

住宅使用料、水道使用料、下水道使用料につきましては、当然、法律でその徴収方法、また資産の状況ですね、それが和東町長に権限が与えられているのであれば、当然、和東町長としてすべき事務だというふうに理解をしております。

また、その中で、本来、納税すべき人がなかなか納められないという方につきましては、これは毎回、副町長のほうからお話しいただいているんですが、生活実態を把握して、納めやすいように相談に乗るよということでお話をいただいておりますので、それに基づいて、当然、職員は動くべきだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

わかりました。ちょっと安心をいたしました。

きのうも理事者の答弁のほうからも、徴収努力ですね、各課の方々において独自の方法でやっているという、この努力が結構必要なものであって、この前も閉じられたことなんですけれども、個々の方々が積極的に今後とも徴収義務ということに対して、これは権利ですからね、前向きに納税者の方に発していただきたいと思います、このよう

に考えておりますので、その点の取りまとめとしてひとつよろしく願いしておきたいと思えます。

次にですね、農村課長、有害鳥獣の件ですけど、アライグマとかハクビシンとかヌートリアとか、こういったものは外来鳥獣として一応定義されているわけなんですけれど、昨今、二、三の方からお聞きしているんですけども、ハクビシンについてですね、捕獲したと。しかし、これについては行政のほうで引き取っていただけないんだと。アライグマについては引き取ってもらえるんだけども、ハクビシンは引き取ってくれない。何でなんだろうというふうな質問をいただきました。確かに、その3点は外来鳥獣という名目でうたわれて、行政のほうで何らかの処分をするという形をうたわれていると思うんですけども、その辺について、和束町の取り組み方ですね、お聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田委員の質問にお答えさせていただきます。

そもそも有害鳥獣をとらせていただく分につきましては、本来は環境省のほうで狩猟の関係の許可、動物の管理及び適正という形の中で法律でうたわれております。有害駆除につきましては、農作物に被害を与える部分について農林水産省が出すというような形でございます。

先ほどありましたヌートリア等につきましては外来動物なんですけど、アライグマにつきましては、京都府、また国のほうの外来生物での駆除ということで、とってもいいよという形の中で許可をいただいておりますけども、ヌートリア、それからハクビシンとか、そういったものは狩猟動物ではございますけども、有害駆除という形の中でうたわれている動物ではございませんで、今、言いましたように、有害駆除につきましては、農林水産省権限での駆除になります。これにつきましては京都府と相

談しながら、とれるものとして提示していかないと、あくまでも狩猟法で違反になりますので、警察につかまるという話の部分でございます。

とってはいけないもののはとってはいけない。狩猟期間中はとれるものなんですね、ヌートリアにしてもハクビシンにしてもとれるものなんですけど、概念については、有害駆除でとらせていただきますけども、有害駆除の中でうちは規定はしておりませんので、それをとるということは狩猟法に違反すると。法律違反ですよ。とにかく法律違反という部分になりますので、和束町が京都府との有害駆除の計画の中でうたっている動物にはおらないんです。町から猟友会のほうにお願いしている駆除の分につきましても、イノシシ、シカ、それからアライグマ、カラス、野鳩、それからカワウ、もうちょっとあったかな、忘れちゃったけど、そういった部分でございまして、そこでとれる獣種しかとれないということでございますので、それをまたうちがお預かりして、とること自体が狩猟法違反なんですね。ですから、捕獲されていること自体が違反行為でございますので、その違反行為に重ねて、町が行って処分するということはできませんので、そういった形でございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

日本独特の縦割り行政というのかね、どこどこの所轄からこういう扱いになってますという形の中で、形としては納得するんやけどね、しかし、我々が生活、農家の方が生活する、野菜物をつくって生活を楽しみにおられる、その方々から考えると、今の話は通用しないですよ。その点はこちらのほうから、今、討論してもあれなんですけれども、今後、町のほうからでも、あるいは広域的な形の中で、ハクビシンについても有害の捕獲状況を的確にしてもらえるように、府からでも指定していただけるように、何か働きかけをお願いできないのかなと。

アライグマにしたってハクビシンにしたって、同じ害を与えているんですよ。スイ

カも食べる、サツマイモも食べる、いろんな農作物を荒らす行為そのものはアライグマにしたってハクビシンにしたって同じ行為をしててね、アライグマについては対象だ、ハクビシンについては対象外だ、これでは、何かあんたはいい子だ、あんたは悪い子だ言っているようなことで、農家の方については果たして納得が得られるものかなと思いますけれども、だから、今後の働きかけ、どのようにしていきたいかということについて答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

そのあたりにつきましては、駆除関係の計画ですね、そういったところでどういう形になってくるのか。住民の方で駆除をご要望されるというようなことであれば、確かに、農作物に被害を与えるということは同じですけれども、例えば、車の免許で普通車にも乗る荷物を10トンにも乗せると。荷物を運ぶのは一緒やから10トンで運ぶけれども、でも、それは無免許にも運ばせと、10トンを運転させみたいな形の話で、言えば、資格ない、とることが法律違反であるところやのに、することは一緒やから、大きくても小さくても資格ない者がするというようなことはおかしいというところがございます。

ただ、京都府にもそういった駆除計画がございます。そこら辺の整合を図りながら、現課といたしましては、確かに、被害はございますので、そういった形で駆除をしていただけるような形で、今、いけるような形については検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

鋭意努力をしていただきたいと、このように思います。

最近はないですけども、ハクビシンの害につきましても、農作物そのものにあらずですね、お寺の門とか壁画をつめでひっかいて損害を与えて、復旧するのに、京都府においても、文化財において非常に害を与えたというふうなニュースがありながら、おかしい矛盾した形になっているのかなと、このように感じておりました。

また実際、地元の農家の方々から、ハクビシンとってんけど、どうやって処分したらええねやろとか言って非常に困っておられるという意見も私、聞きました。だから、それを何らかの形で処分をしたというふうなことをおっしゃってましたから、この件につきましても努力義務とは言いませんが、なるべく区の方に働きかけて、何とかお願いしたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点だけお願いしたいんですけども、緑泉コースについては、草刈りとかでいろんな形で予算も上げていただいて、整備をしてきれいになっているわけなんですけれど、前から磨崖菩薩ですね、あれについては、一遍は伐採をされてきれいになったんですけども、最近はそのへたどり着くアクセス道路、これについては、まだ一向に仕事というか、進入路いうんですか、整備が滞っておるといふふうな状態なんですけど、この件についての整備状況、今後の計画性について質問させていただきます。

よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

緑泉コースにつきましても、観光ルートとして設定しておりますので、維持、適正に管理するのが本当におっしゃるとおりでございますので、今おっしゃっていただき

ました弥勒磨崖仏のほうにつきましては観光ルートでございますので、しっかりと管理していきたいと考えております。

適宜、委託の中で草刈りはしていただいているんですが、やはり年間予算も決まっておりますので、その範囲内ですので、多分、ごらんいただいたときには、まだ刈る前の状態でごらんいただけたのかと思っておりますが、注意しながら適正な管理に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

前向きに対応していただきたい。

ただ、あの箇所も一時は歩いて前まで行けたんですけど、今の状態ですと、いつ足を踏み外して滑落するかというふうなことでございます。草もまだ繁っておりますし、伐採もされておられませんし、一つの和東町のシンボルマークとしては、せっかく譲り受けた財産ですので、やはり緑泉コースを散策していただく方に寄り道して磨崖菩薩でもお参りしていただくというふうな安らぎの道の一つのコースでもありますので、一遍にいかなくても毎年毎年小まめに丁寧に経費をかけていっていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、次に建設事業課長、水道とか下水道とかの今後の返済の計画ですか、毎年毎年返済されている計画性は持っておられると思うんですけども、それについて質問させていただきたいと思うんですけど、下水道事業なんかを見ますと、入りのほうで一般会計の繰入金と下水道の事業債、町債ですね、これを合わせると約2億円。逆に、償還金のほうで、それと割り引きと合わせたら1億6,000万円というものが計上されるわけなんですけれど、これは全体の予算の中で70%前後の比率を占めるわけなんですけど、非常に大きな金額なんですけども、これについて、今後、返済計画の目標がありましたら聞かせていただきたい。ピークがいつごろになるのか、そ

れについてもお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ただいまご質問のありました下水道事業会計の歳入歳出の件でございますが、確かに、企業会計をもとにした特別会計でございますので、本来は受益者負担で事業を行うのが理屈でございます。

それでいいますと、今、簡易水道事業で目標としている歳入と歳出の中で、特に起債に対しての償還をどのように持っていくかというような問題になるんですけども、下水道につきましては、当初から一般財源の繰り入れというのが基準外をオーバーして経年してきているというのが現実でございます。整備につきましては、ほぼ全計画どおりに整備は終わっておりまして、現在残っておりますのは整備地域内の未接続者、これにどう対処していくかということがまず問題です。これを対処することによって一定の料金が上がるということがまずあります。これが1点目。

それと、もう1点は、今後の施設の老朽化、整備に幾らのお金がかかっているかというのが、今、試算をしているところでございまして、これは取得効果というのをを出していきまして、これは令和5年までに不足計画を立ち上げて、公営企業会計に移行しなさいというのが今の国の方針でございます。これに合わせて持っていきたいと。

うちの中で一番問題なるのは計画地内の未接続者、これをどう対応するか。これを早期に接続していただくことをまず目的に、料金体系のきちっとした徴収をできるように持っていくというのが喫緊の課題かと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

今現在の返済金額というものが何年度ぐらいまで続いていくことになるんですか。

というのは、やはり毎年度、町の予算を立てていく中で、この分を頭の片隅に置かないではなかなか予算が立てづらいと、このように考えますので、何年度ぐらいまで返済の期限があるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

現段階で令和20年度までの減債を償還を出しておりますが、令和20年度におきまして約1,000万円強残るところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

結構これから20年という長い年月になります。この中で下水道そのものをこのままでただらと行くというふうなことは考えておらないかと思うんですけど、事業としてはこれ以上新しく事業はされないと思うんですけど、あとは先ほどおっしゃいました受益者負担等々について質問させていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、まず計画地内の未接続者に対して接続を促す、それがまず1点目でございます。これも人口減少等との問題も抱えておりますので、その中で計画地内の家屋が減少することも想定しながらですけども、まず、ここは一番先に抑えるところだと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

余り計画性がないですね。接続者を促すといっても、接続者そのものが辞退されているほうが多い状況なんです。高齢の方が空き家になっていく、あるいは使用料が少なくなってくる、水揚げが上がらない、マイナスの右肩下がりの状態が続いている中で返済だけが残っているということになるんで、問題を解決するのは非常に難しいと思うんですけども、接続を促すということを知ると、本当にできるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほどの質問ともかぶってきますけども、基本的には、イコール法的な違反となりますので、法令に基づいた接続というのが義務づけられておりますので、これに関しては接続をしていただくということで法令違反を何とか解消していくというような作業を行うしかないというのが現実でございます。

下水道料金につきましては、水道料金との兼ね合いもございますので、一定、今、附則計画のもとで令和10年までの財政シミュレーションは今後かけていくということで、昨年度から本格的な動きが始まりまして、本年度、来年度あたりに町としましてもそれなりのシミュレーションを確実に作り上げるということになると思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、非常に難しい問題解決になると。最初に莫大なお金を投資して、後で回収しなきゃならない、このように逆のパターンが来ているということで、読み間違い

も先代の方にあったんだろうと思うんですけど、これについては非常に難しい、悩ましい問題ですけども、住民の答えを満足できるようないい答えはなかなか見つからないと思うんですけども、そこは課長が努力していただいて、今後ひとつよろしく願いしたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

私のほうからは、164ページの町有林間伐など事業委託料ということに関しまして、これはどういう事業なのかということをお聞きいたします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

藤井委員のご質問にお答えさせていただきます。

これは京都府の豊かな森を育てる府民税というものを活用させていただきまして、原山の地にあります和東町が所有する森林の間伐をさせていただいたという事業でございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

今、森林は相当なことになっていまして、これは町有林の間伐なんですけども、やはり民間の山、もちろんそのほうが多いんですけども、そっちのほうの間伐とか、そういうことが全然進んでないということで放任状態でありまして、災害に非常に弱いというふうになっております。

それで、今、国の制度で、自分で管理できない人の場合は、市町村とか、そういう

自治体に預けてそれを管理してもらおうということができたと思うんですよ。それで、民間業者とかに預けてということできているんですけども、その進捗状況というか、それはどうですかね。預ける人をまず探さんといかんで、その点、どうですかね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

まさに今、委員がおっしゃったとおりでございます。森林環境譲与税ということで、ことしから始まっておりまして、今、和東町に対しては二百幾らかのお金が国から入ってくる状況でございます。それを活用して、今おっしゃったように民有林、国以外は全部民有林なんですけども、個人的所有の森林ですね、それを整備していくという目的で、今、森林税が5年ほど後から徴収されるわけなんですけど、それに先行して環境譲与税ということで交付金が国のほうから参ってきております。

担当課といたしましては、京都府が8月の末ぐらいにその利活用について、事業進捗についての説明会をさせていただいております。森林組合のほうにも事業関係の施業箇所とかの抽出であったり、その山の持ち主さんと協定みたいなものを結ばさせていただきまして山に入らせていただくと。その業務を、おっしゃったように和東町がどこかの業者に委託してやっていくということで、個人さんが手が入れられない森林につきましては町がやっていくということで、国がそういった制度化をしておりますので、その方向で、これから20年、30年先に向けて進めていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

山林も地域の人が持ってりゃいいんですけど、まちに出た人とか不在の人が多い。

それから、また全然、持ち主がわからないというようなことで、調査であるとか、そういったことをしないとわからないという事態も想定されます。

それで、制度の森林環境税、これは今、200万円としてましたけど、これはいろいろな条件で金額が決まると思うんです。都市部のほうもこれは全部お金が回るようで、その辺の兼ね合いで、やっぱりこれをやろうと思ったら市町村は資金が要りますので、だから、事業において金額をふやす手だてというかあるのかですよね。その点、どうなんですかね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

その部分につきましては、和東町の基金条例で森林の交付金、一遍に使えないであろうということで、基金条例を制定していただきまして、基金造成しながら、年々の計画の配分量を調整しながら進めていくということで、その条例の提案のときにご説明させていただいたかと思います。

5年後につきましては800万円ぐらい和東町に入ってくるということでございまして、どんどんどんどん量はふえてきます。それについては執行しなさいということで、単年では使い切れないので、基金造成で計画的に執行していくと。今おっしゃったように、外に出ておられる所有者につきましても、当然これにつきましては調査をして当事者を見つけて、させてくださいというような形になります。

また、間伐した木材につきましては、山の所有者の方にお返しする。言えば、売れたお金をその山林の所有者の方にお返しするというようなことも聞いておりますので、ですから伐採とか、そういった整備は国の税金でやりながら、搬出した木につきまして、山の持ち主さんにお支払いするみたいな形を制度してやっていくということも聞いておりますので、ことは初年度でございまして。まだこれから山の持ち主さん等を調査しながら、協定を締結しながら山整備をしていきたいというふうに考えておりますの

で、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

全町でそういう洗い出しをしてやっても結構大変だと思いますんで、地域を絞ってやっていただきたいことなんですよ。

それで、特に僕が思っているのは、和東川の高橋から長井に至る山の左岸が、昨年と一昨年の台風とかでかなり倒木があったり、場所によっては土砂崩れとか山崩れが起こっておりまして、これを放置すると川のほうに全部土砂が流れましてね、せきとめて府道でとまるとか、大きな雨やったら可能性としてあると思うんですよ。だから、まず持ち主の方に声をかけていただいて、こちらのほうをさきに優先して管理していただくと。

あの場所は本当に今は相当ひどくなっていますけども、ちゃんと管理したら本当に景観のいいところなんで、だから、個人でとにかく管理できないところは行政のほうでなるべくそういう力を入れていただいて、そういう制度を活用してやっていただくようお願いしたいと思うんですが、その点、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

地域指定というよりも、和東町全域の中で整備をしていっておりますので、相手さんとお話しした段階でできるところをやっていきたいと思います。ですから、一定、その地域だけじゃなくて、和東町全体を地域として見ながらご協力いただくというんですかね、入らせていただく山をお願いしていきたいというふうに思っております。

今ありました高橋からさわらびまでですかね、よく見えますのが、それにつきまし

ては、先般、余りにも汚いということで、この事業でやろうと。県に持ち主がおりますので、そういった形で隣接全部いますので、そこに話をつけて、あそこを何とかきれいにしようということは課のほうでも話をしてまして、まず、1次・府道から見えた竹木であったり、木がこけてるやつですね、おっしゃったところを整理したいということで現下では考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

これも山のそういうところを整備するのは年かかりますけども、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時27分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それでは、午前中、私、最後に指摘しましたのが、いわゆる牽引事業の関係だったわけですけども、説明の中でその牽引事業でやろうとされている事業というのはいろいろとあって、それを府にも認定されてやられてることだというふうに言われましたけど、だったらなおさら、そういう事業をする必要があるからこういう補助金をといるね、そういうようなことで地方創生のほうからお金もおりてくると。にもかかわらず、結局、しませんでしたということで、それが不用額になっていくというのは、結局、計画性がないということに特になると思うんですね。いわゆる町としていつでも

事があつたら補助金を出しますよということじゃなくて、一定、計画に基づいて出されている、認可に基づいて出されている財源である以上は、やはりそれが執行を何もされなかったということは、計画性がないというふうに言われてもおかしくありませんし、1,000万円を超えるような、そういった補助金を出すという意味では、もっと慎重にすべきことじゃないかというふうに思いますので、そこは指摘しておきたいというふうに思います。

次に、ちょっと戻るんですけども、災害対策で聞き忘れたことが一つありまして、停電が昨年、大きな問題になったわけですけども、いわゆる停電の原因というのは、倒木であるとか、そういったものが大きな原因であるとは思うんですけども、その辺の原因については十分把握されているかどうか確認したいということと、いわゆる立木の倒木等がその原因になるということは大きくありますので、その後、停電等があった後にどのような対策をとられたか、その辺、説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、昨年の台風21号の関係で、確かに、和東町全戸停電いたしました。近畿地内で最初に約220万軒の停電があったということで関電から報告いただきまして、それにあわせて電算システムでコンピュータシステムですね、これがダウンしたと。その当時は、原因については究明中だということであったわけなんですけども、その後、関西電力のほうで検証委員会、そして、それぞれの都道府県とお話し合いをされまして、一定、関西電力のほうから提案がありました内容につきまして説明をさせていただきますと思います。

昨年の停電を受けまして、関西電力ではコンピュータの改修、そしてオペレーターの増員という形で対応をこれまでしてきたというところがございます。今年度につい

てはスマートフォンでも、停電情報が住民の方、誰でも見れるようにしたと。また、瞬時に、どの地域が停電しているという情報についても、それぞれ住民の方が見られるように対策を講じたというところで説明を受けているところでございます。

また、停電の原因ですね、これについても、停電情報の中でお知らせをする。

また、私ども行政に対しましては、状況がわかり次第、緊急の電話を使いながら連絡をするということでお話をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

結局、停電の原因で一体何だったのかというところで、倒木であるということだと思わうんですけども、もちろん倒木等で停電した場合に、そういった丁寧な情報を配信していただくということは大変大事なことだというふうに思うんですけども、ただ、もともと自然のこともありますから、100%防げるということはないかもしれませんけども、事前に倒木等が起こらないような立木の伐採であるとか、枝の関係であるとかということもぜひ関西電力のほうも含めて取り組んでいただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは、次に、ページでいいますと134ページあたりの子育て支援事業計画策定に向けての取り組みについてに関連してお聞きしたいと思うんですけども、まず、30年度につきましては、いわゆる主な施策の報告にもありましたように、いわゆる医療費の無料化の拡充であるとか、また、小中学校の給食費や修学旅行費の無償化ということに取り組んでいただいたということは大変大きな前進だったというふうに思っております。そういう点で、町長に、こういった判断をいただいて取り組んでいただいた初年度だったわけですので、その辺、どのように評価されているか、とりあえずお聞きしておきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

最近の若い人たちの転出が目立っていると、こういう状況から、やはりお母さん方が、子育てに優しいまちづくりをアピールして、そして、1人でも和東町に残っていただく、また入ってきていただく、そういう行政努力が必要であろうと。そういうことで、財政上は非常に厳しい中でありましたが、こうした状態に3町が連携して踏み切ったと、こういう感じを持っております。

これからは、こういった非常に厳しい中での行政措置でありますので、もう少しアピールをしていくことが大事だろうと、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

町長言われますように、その対象になられた子育て世代の方については大変喜んでおられますし、まず、継続して取り組んでいただきたいというふうに思います。

それは大きな前進でありますけども、今後ともこれで終わりとせず、さらなる取り組みが求められているというふうに思うんです。

といいますのは、今、言いました子ども・子育て支援事業計画の策定に向けましてアンケートが取り組まれました。アンケート調査の結果をホームページ等から私も見てたんですけども、その中で、調査結果を見ますと、子育ての悩みや不安という問いに対して、子供の教育や将来の教育費、また子育てで出費がかさむというのが就学前で41.7%、また、出費がかさむというのが11.7%で、合計で53.4%の結果になっております。

また、小学生の世帯で、いわゆる教育費の問題については45.5%が不安だとい

うふうに答えているということで、これは小学生ではトップなんですね。

あと、望ましい支援の施策ということで聞かれたことについては、就学前でも小学生でも、経済的負担の軽減というのがそれぞれ58.3%、62.6%ということで、これも一番多い状況になっています。ということは、これはことし31年の年明けの1月に取り組まれているアンケートなんですけども、ということは、医療費の無料化であるとか、また給食費や修学旅行費の無償化が実施された後の中でも、こういった声が大きくなっているということは、やはりここについての声が大きいうことが改めて浮き彫りになったというふうに思っております。

その辺について、それも含めて、30年度におきましても、さらに、例えば学童保育の料金の値下げであるとか、インフルエンザの予防接種の補助拡充なども大変要望が多いわけなんですけども、こういったことも十分に30年度の中で取り組めたことではないかなというふうにも思うんですけども、担当課として、この辺のアンケートの結果についてどのように受けとめておられるか、また、今、言ったような施策も十分可能だったんじゃないかというふうに私は思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

アンケートの結果につきましては、一つ一つ検証した中で、今、岡本委員からありましたように、一つ一つ重々承知しておるところでございます、今、その改善に向けて計画のほうを策定しているところでございます。

ただ、30年度につきましては、当時の委員会、議会等でもご質問もありましたが、学童保育の料金の減額等につきましても、今年度、時間延長という形でやらせていただいている中で、さらなる検討をさせていただくつもりでおるところでございます。

また、インフルエンザにつきましては、従前から答弁等もさせていただいていますが、当面のところ、現行の制度のままでいきたいと思っているところでございます。

ただ、アンケート全体を通しまして、子育てにつきましては、保護者の方全体を通して、経済的なことも含めましていろいろ不安を抱えておられるということは、アンケートを見ました中でも十分捉えることができますので、今年度中に子ども・子育てのセンターのほうをつくる計画をしております。そこで、住民の方にまたご相談いただいた中で、子ども・子育てについて福祉課中心に一緒になって考えていって子育てしやすいまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そういったアンケートをとられた中で、そういった声も十分に受けとめていただいていると思いますので、今、言った施策も含めまして、早急に検討いただきたいというふうに思いますし、特に、インフルエンザの予防接種の補助金につきましては、本当に声が大きいんですよ。いろいろ聞いたときに、一番に出てくるのは今はこれなんですよ。やはり子供さんが多いところから、2人、3人おられるところなんかは、その2倍、3倍かかってきますし、小学生1年生、2年生、3年生とかでいったら2回接種というのもありますので、そのたびに倍かかってくるというね、本当に受けようと思ったらそれだけのお金がかかってくるという状況もありますので、前から言えますけども、やってはるところでは小学生、中学生も対象にしているところも多いので、ぜひ検討いただきたいと思います。

それで、先ほど町長が、せつかくこういった思い切った判断をいただいて取り組んだことについて、もっとPRしたいというふうに言われました。私もそう思っておりますけども、そこが大変残念な状況ではないかと思っているんですね。

といいますのは、先ほどもいろいろほかの面でのホームページの話もありましたけども、見ましてもですね、せっかくの拡充の問題とかが十分に伝わらないというよりも、情報が更新されてないんじゃないかというふうに思うんですよね。

例えば、2012年度に作成された子育て支援ガイドブックでしたっけ、そういう子育て情報をまとめたような冊子があると思うんですけども、それ以降、更新されていないと思うんですね。そういった意味では、やはりこういった充実というのは年々変わっていくものですし、せっかくそういった思い切った拡充をされて、大いにPRすべき問題も、そういう媒体を通じて十分に伝わらなかったら大変もったいなというふうに思ってるんですけども、その辺については担当課としてはどのようにお考えですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今ご指摘がありました子育てのガイドブック等を含めまして、ほかの製作につきましても、随時、担当を通じて更新するような形でいっておるわけでございます。

中には毎年毎年、中身が改定されないものもございます。また、今、岡本委員ご指摘のとおり、毎年度、中身が改定されていくものもございますので、再度精査した中で、速やかに更新のほうを済ませていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

先ほど言われましたように、例えば、和東町に興味のある方がさきに情報を得たいと思ったときに見られるのがホームページが一番多いと思うんですけど、そのときに

一体何に力を入れているまちかということが一目でわかるということがあって、若い世代でいいますと、子育ての問題というのはすごく関心が高いわけなんですね。

そういう点では、和東町でホームページを開いたら、18歳まで医療費無料で安心ですとか、また、給食費、修学旅行費、お金の心配なく行けますとか、そういったことがポンと入ってくれば、それはそれで大きなPRになりますし、ある意味、町内の方はもちろん受けてるわけですから、実際、給食費は無料になっているわけですから、十分わかっておられるわけなんですよ。ですけど、町外の方はわからないわけですので、そういう意味では、そういう情報発信については迅速な対応が必要じゃないかというふうに思います。

精華町などは子育てガイドブック的なものというのは、そんなに大層なというか、きれいな冊子ではないんですけども、情報の更新はまめにされていると思うんです。ですから、そういう意味では、限られた人数の中で大変とは思いますが、ぜひ、毎年のところをチェックいただいて、変えていただきたいというふうに思います。

それと、次に、139ページの放課後児童対策費にかかってはいますが、先ほど利用料の話をしたんですけども、ここで話したいのは、職員体制の問題です。

平成30年度につきましては、嘱託の指導員というのが基本的には2名体制でしていただいているんですけども、前年度に定年というかね、規定によって嘱託を退職された事情がありまして、欠員ができた。その欠員が埋まらないまま1年間経過したという、そういう年度だったというふうに思うんですね。それはいろいろ事情があるとは思いますが、ただ、やはり2名のところを1名でやるというのは、しかも1年間続いてやるというのは大変大きな負担にもなると思うんですね。指導員にとってもそうですし、子供さんにとってもそうだと思います。その辺、担当課としてどのような対応、またフォローをされたのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、ご指摘のとおり、本町の嘱託の規定で1名の方、年齢規定により、本来2名設置すべきところを1名のところで募集をかけてもなかなか人が来ないという状況を過去委員会なり議会のほうで説明させていただいているところでございます。今年度につきましては、ようやく人選できまして、2名体制を5月からとらせていただいているところでございますが、昨年度、また今年度4月につきましては、福祉課職員が人数の足りないところにはフォローしていく形で入らせていただきまして、年間回らせてもらったというところでございます。

ただ、国の規定で、岡本委員もご承知のとおり、大分緩和された中でやっておりますので、1名でも本来は十分な体制だったのかなとは思われるんですけども、ご懸念のとおり、子供のことでございます。いつ何があるわからないということで、本来の国の基準よりは多目の指導員のほうを配置させていただいて、ふだん運営させていただいているところでございますので、ご理解よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

確かに、国のこの間の基準緩和という意味では、いわゆる無資格でも構わないし、また、人数も必ず複数置かなくてはいけないということもないという意味では十分だったかもしれないということだと思っておりますけども、しかし、やはり和東町の場合、子供の数が少ない割に、登録というか、実際に利用されている方というのは結構多いと思っておりますね。定員40名のうち、ほぼそれに近い登録がおられて、特に夏休みなどはより多くなってくると。1日の保育をどう組み立てるかという意味では大変ご苦労いただいたというふうに思っています。もちろん安心安全面の部分も大きな影響があったんではないか。特に、保育内容についてはいろんな帰省をかけざるを得ないとい

うのがあったんじゃないかと思います。

アンケートを見ましても、これは私、いろいろ自由意見の中で、学童保育に対するいろんなご意見というのは、全て私も同意できるものではないことはあります、もちろん。けども、そういう不安定な体制自身がある中でとられたアンケートですから、いろんな意味で保護者の方も感じておられたんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、国の基準がどうこうというよりも、子供たちに豊かな保育をしていくという基準で今回のことも教訓にいただきたいと思うんです。その上で、30年度のような緊急事態のことが起こるわけですね。

今回やっと1人欠員が埋まって、今、2人でやっておられるということですが、嘱託という体制でいきますと、いつまた退職されるかわからないし、欠員になるかわからないという状況があると思います。そこで、今後、安定した職員体制というか、保育の体制を確保していくかということなんですけども、これも前から言ってますように、幾ら時間の限られた児童クラブといっても、あれだけの子供たちの単に預かり事業じゃありませんし、学校が終わった後の生活をつくる場所なんですね。だから、専門家というか、資格のある方が求められているんです。そういう意味では、人をそろえればいいというもんじゃありませんので、やっぱり専門的な知識のもとで子供たちと接しられる方を安定的に確保するという意味では、学童保育も、嘱託の方も必要ですけど、今後、嘱託じゃなくて正職の方をちゃんと配置していくと。学童保育で人が集まらないというのは身分が安定しないというのが一番大きいんです。ですので、町として責任持って子供たちを保育する意味では、正職で配置していくということで今後必要じゃないかと思うんでね。その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまご質問いただいております趣旨というのは十分理解できますし、安定に向けて

努力はしていくべきだと思います。私どもは、定数管理も含めて、早急にやっぴいかなきゃならないと。こういうことかから見て、今後、努力できるところは努力していきたくと、このように思っています。非常に大事なことだというふうに受けとめておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

豊かな放課後を保障するという意味では、子供の安全もそうですし、国の方向とは逆かもしれませんが、でも、どっちが大事かというのは、今、言った方向だと思うんですね。ですので、30年度このような事態になったことは教訓にして、ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それと、あと、もう1点、後期高齢者医療の関係なんですけども、いわゆる保険料の収納状況なんですけど、普通徴収の方の徴集状況というのは、29年度は最終24万3,000円の未収ということがありましたけども、平成30年度は120万円ということで、ほぼ5倍ぐらいに未収がふえているんですけども、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

昨日、小西委員からのご質問にもお答えしましたとおりなんですけれども、120万円の内訳として、お一人で63万円というのが後期高齢者医療の保険料の限度額でございます。その方がいらっしゃったことと、あと、10万円台、20万円台もお一人ずつおられて、それで100万円近くということで、3人でそれぐらいのことになっているということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それで、平成30年度におきましては、後期高齢者の医療につきましては、これまで国が行って来ました、いわゆる低所得者層の特例措置というのが段階的に廃止するというので、どんどん保険料が上がっていくという年度にもなっているんですけども、ことし消費税の増税とあわせて全部なくすということ、これも変な話なんですけど、福祉のためと言いながら、どうしてそうなるということが一方では疑問が残るんですけども、そういった点で、30年度もそういった事情もあったということは聞くんですけども、ただ、そういった負担が重くなっていくという中で、年金もどんどん減る中で、そういった滞納問題というのも今後出てくるんじゃないかというふうに思うんですね。その辺についてはどう対応されるんでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、先ほど申し上げました3人の方につきましては、均等割だけでなく所得割もある方、10万円、20万円、あと60何万円ということは所得割もあるという方ですので、軽減措置の適用を受ける方ではないということでございます。

ただ、おっしゃいましたように、制度改正で例えば被用者保険の被扶養者の軽減なりそれから9割軽減というのがあったわけですが、それが段階的に縮小されて、最終的には7割軽減になる。5割軽減、2割軽減はもともとからございますが、その3種類になっていくと。現在は9割、8.5割、7割、5割、2割の5段階なんですけど、それが3段階になっていくと。

ただ、3段階というのが本則でございますので、9割なり8.5割軽減については、

老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わった経過措置、それが10年ほど続いたということでございます。それが本則に戻っていくということで理解をしております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

それでは、午前中に引き続いてなんですが、お茶の駅構想について再度質問をさせていただきたいなというふうに思っています。

岡本委員のほうからもございましたけれども、やはり印象といたしましては、計画どおり進んでいないような印象を受けるわけなんです。そこで、本町の民間の事業者10社、府のほうからもそういった承認を受けておられるということもございますので、町長はふだんから、住民と一体となった協働のまちづくりということでよくおっしゃっておられます。そういう意味では、ここで職員の皆さんは多くの業務を抱えておられるわけですし、なかなか大変な状況にあるのかなと思います。そこで、こういった事業につきましては、民間の活力をしっかりと生かしていただいて、将来的にはその事業が自立していくような取り組みを進めるべきじゃないなど。そのことが行財政改革にもつながっていくのではないかなというふうに思うわけですが、町長、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

そもそもこのお茶の駅構想といいますのは、和東町の民間の事業者に元気になっていただく、そういう牽引してもらって事業を広く募集する、その舞台をつくると、こういうことです。

この舞台をつくっておかないと、民間が手を挙げられてもあきませんとなりますか

ら、まず受け皿をつくらせていただきました。そして、募集というか、やっておられるところを探したのが、先ほどご質問いただきましたように、1社が出てきたと。これが大きく伸びて次々となつなげてくれたらいいんですが、言われるように、これは民間事業ですから、やりたいということですから、やれる舞台はつくったんですけど、その方が早く手を挙げてやられたんですが、土地とかハードの面は自分でやって、私どもが思っている次の段階にやっていかなきゃならない。大きく金額を超えていくと国の資金も受けられるんですが、小さい金額になってきますと、何千万円単位になりますと京都府になると。だから、そういう事業で、きめ細かく和東町で手を挙げていただこうと、こういうことですが、残念ながら、1社の方が京都府の認可をとられてやっておられると。

今、高山委員が言われるように、これが一つ成功すれば和東町の大きな牽引になるんじゃないだろうか。しかし、34年という限度を持っておりまして、今回もご質問で、どないなったんだという話をいただいているんですが、これを引っ張っていくということは民間事業で難しい。ただ、舞台をつくって、いろんな活躍できる場をつくったわけでありまして。

先ほども課長のほうから答弁がありましたように、それだけやなしに、1社、2社とほかにも相談に乗っております。そういうことでやっていきたいということで、何か限られた中でも、今まさに言われるように、民間の人に元気になってほしい。だから、お茶の駅構想というのは、あの駅周辺、茶カフェの駅やからと、あれも一つの拠点ですけども、和東町全体で手を挙げていただいたらそういう方にやっていただけるといふ。これは34年でありまして、ことし、来年にやってもらわんと間に合いません。整備はやってもらわないけませんから、ここのところを、今、担当課も苦労してくれてまして、私もこういう形で取り組んだんですけど、舞台はつくったんですけど、踊ってもらう人がなかったらどうにもならんということでありまして、この辺のところは、できれば住民の方が演じてもらおうと、これが協働だと思います。だから、

協働のまちづくりがきちっといくように、これは私も大きな事業としております。南山城村に駅がありますので、ああいう小さい駅じゃなく、うちは和東町のエリアを一つとしてやっております。そんなことで、成功すれば和東町の活性化を、また商工会を牽引する事業だと思っております。だから、そういう意味で、成功するためにもまたご協力いただけたらありがたいなと。けさから質問を聞きながら、非常に責任が重い仕事なんだと受けとめております。

どうかそういう意味で、今後ともご協力、また、ご指導をいただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

ぜひ、この事業が成功するように、また、行政としてもしっかりと取り組んでいただけたらというふうに思います。

午前中から申しましたように、今後はどう観光客を誘致してくるかということにつながってくるかと思うんです。観光に来られた方にしっかりと経済効果を生んでいただくような取り組みというのも重要になってくるかと思えます。

先の話になるんですが、ワールドマスターズゲームズにつきましても一般質問の中でさせていただきましたが、やはりシャトルバスではなかなかそういったことというのは求められない部分がありますので、その期間中に毎日見学の方が会場に行かれるということでもないと思いますので、その期間、お茶の期間ですから、ことしもお茶のシーズンは土日になれば8台も10台も観光バスが入ってましたから、そういった関係者を対象とした和東茶に触れていただくツアーも検討する必要があるんじゃないかな。その機会によって経済効果も生まれるんじゃないかなというふうに思いますが、

地域力推進課長、どうでしょう。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズゲームズが2年後に開催されるわけでございます。5月ということで非常にお茶のいい時期でございますので、高山委員がおっしゃられるように、お茶つみツアーでありましたり、いろんな体験ツアーを造成させていただきたいと考えております。

京都府のほうでは、ワールドマスターズゲームズの開催地に対しまして、どういった体験ツアーができるかという案内が来ております。和束町からもこういった体験ができますとか、あるいはPR動画の提供でありましたり、また、今週でございますが、9月22日に大阪のほうで海外向けの誘客の活動ということで、パンフレットを作成していただくということで、和束町からも茶畑景観というのを売りにしてますということで、そういったことを事前にPRしながら、また大会においてはツアーの造成によって経済効果が生まれるように、また大会本来のスポーツによる豊かな人生をとというのが基本理念でございますので、スポーツの機運醸成という本来の目的も図りながら町内の活性化を図ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

それでは、次に、311ページになるんですが、7目の居宅介護福祉用具購入についてでございます。

ここで支出済額20万5,287円となっているわけですが、これにつきましては、

購入用具別の件数を教えていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山委員の今のご質問にお答えいたします。

今ありましたのは、要介護者の介護の福祉用具の購入というところでございます。30年度購入がありましたのは、まずシャワーベンチ、シャワーを浴びるときの椅子でございます。それが3件、また浴槽台。浴槽台といいますのは、浴槽の中につけていただくもので、椅子がわりにされる方もいらっしゃいますが、お風呂から出るとき踏み台になるものでございます。これにつきましては2件。あと、ポータブルトイレが2件、バスボードが1件。バスボードといいますのは、浴槽の上に橋のように立てかけて、入るときに、またぐときに空中からすっとまたぐんじゃなくて、1回そこに腰をかけてから浴槽に入る。出るときもその形をとるとというのがバスボードでございます。これが1件ということで、合計8件の購入があったということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

これも住民の方からいろいろ要望をいただいております、先日の総務厚生委員会の中でも述べさせていただいたんですが、やはり本町におきましては、こういった用具の補助を受けるために全額一旦負担しなければならない。負担した後で申請をして補助を受けるという形になっているわけです。

近隣の木津川市、また精華町、宇治田原町、あと南山城村につきましては、ホームページで例規集なんかを確認させていただきますと、利用者の負担分だけを業者さんにお支払いすると。あとの精算については行政のほうでされるというような手続になっているんですね。本町だけが一旦全額負担しないといけないということになっていま

す。やはりそういった方というのは、前に一定の医療費等もお支払いされている場合もあるかと思えます。そういった住民の方の負担を軽減していくということも大事かと思えますので、他市町村でされているわけですから、本町でもぜひそういった対応をお願いできたらなと思えます。

やはりこれは要綱だけの問題だと思いますので、しっかりとそこは調整していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

ただいまの高山委員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、本町におきましては、ただいまのところ、全額まずご利用者さんにご負担いただいて、その後、償還払いという形で給付決定させていただいて、給付させていただくという形をとっております。

これにつきましては福祉用具だけではなく、従前は住宅改修におきましてもこの形をとっておりましたが、住宅改修につきましては金額が相当大きくなるというところもございますので、数年前から、こちらにつきましては委任状払いという形で、今、高山委員からご指摘いただきましたように、利用者さんには利用した分だけ、保険給付される分につきましては、直接、業者のほうに支払う形を今とらせていただいているところでございます。

今ありましたように、要綱等で制度した中で、前回の委員会のところでもご質問いただいておりますので、今、担当者のほうに指示を出しまして、そこら辺のところを精査しているところでございますので、極力、ご利用者さんの負担にならないような形の制度なりに変えていきたいと思えますので、まず早急に検討していきたいと思えますので、ご理解よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

ぜひ、そういう形で、安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1問質問していきたいと思います。

ページ数が232ページで、委託料で人間ドック検査委託料についてです。

65歳以上の高齢化率45%以上の和東町の人口の中で、元気で健康な方の維持のため人間ドック検査の必要性は大事なことであります。昨年人間ドックを受けられた人数はどれぐらいのものか、その点からお伺いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ご質問いただいていますのは、国民健康保険におけます人間ドックの受診者ということでございます。昨年度、定員150名に対しまして受診者が130名でございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

毎年同じような方が受診されていると思いますけれども、いわゆる毎年受診されている方、新規にされている方の割合というのはどれぐらいのものであります。その点

についてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、毎年受診されている方が多うございます。ほとんどであるかと思えます。

新規の方につきましては、今、数字を持ち合わせておらないんですけれども、もし万が一、この定員をオーバーするようなことがあって抽せんと。150名に抑えないといけないという場合には、新規の方を優先させていただくということで、ドックの受診者を募集しているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

これらの人間ドック検査で早期の病気とか、がんとか、そういうものが見つかった事例というのはどれぐらいのものがあるか、その点についてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ドックにいたしましても、それと別途行っております特定健診にいたしましても、受診後、その結果を本人さん及び特定健診の場合は医療機関にもお渡ししまして、そこで最初の保健指導といいますか、結果を返すということにしております。

例えば、重篤な病気が見つかったとかいうことにつきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、お答えはいたしかねます。

申しわけございません。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

重篤な状態であるということが見つかった方に対しては、直接は連絡されているわけですよね、健診の結果から。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

通常健診なりドックの結果につきましては、我々が中身を見るわけではなくて、我々を経由してですけれども、封をあけずに直接受診者に行くという形になっております。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

そういう重篤な方が見つかった場合、どういう形でお伝えしているか、そして、ショックを与えないような形で持っていかなきゃいけないし、そして、それに対する治療方法とかについて相談されているか、その点についてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

病気をお伝えするということにつきましては、健診結果の中にそういうデータが入っておりますので、それは受診者の方みずから見ていただくということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

単に受診票だけを受診者の方に渡して、結果のことについては町のほうでは全然無関係ということになるのでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

結果につきましては、先ほど申し上げましたが、受診者と、それから受診された、特定健診でしたら町内の3医療機関、そちらのほうにもお渡ししておりますので、先生のほうから結果の説明をしていただくということになっております。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

もし、見つかった場合、受診者のほうから、どういうふうにしたらいいかというような相談を受けた場合にはどのようにされるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

この健診の目的自体が、高血圧とか高脂血症等のそういった生活習慣病を見つけるというのがこの健診の目的でございます。健診結果から病気がすぐわかるということにつきましては、我々も専門家ではございませんので、なかなか難しい面はありますけれども、もし相談を持ってこられた場合には、医療機関のほうに受けてくださいということになるかと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

6 番、井上委員。

○6 番（井上武津男君）

重篤な場合、相談できるようなところも考えていただきたいと思います。そういう制度というか、そういうものもこれからも考えていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡田委員。

○7 番（岡田泰正君）

これもきのう岡本委員のほうから質問があった件の関連なんですけれど、人口増減、社会増、自然増の増減でマイナス79名という去年のデータを決算意見書のほうに書かれております。ここで和東町の策定されております定住人口に向けてのシミュレーションがありましたけれども、これについて従前と変わらぬ人口減少というものが続いていると。まだ、いまだにマイナスのスパイラルから抜け切れていないというよりも、その兆しが見えてこないんじゃないかというふうに感じております。

今後、シミュレーションで上がっておりますような人口動態、和東町の定住人口に向けて修正をかけなきゃならない状態にあるのかなと思ったりもしておりますけれども、今後の町内の人口動態についての考え方、とらまえ方、それからどうしていくのか、そういった動態を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

地方創生ということで、平成27年度に戦略を立てまして、人口ビジョンということで、なかなか増加には転じないですけれども、人口の減少を抑制するというので立てているわけでございます。

岡田委員がおっしゃられますように、人口減少は続いておりますが、きのうのご質問で、去年の人口のマイナスが89名だったと思うんですが、ここ3年間では最小ということで、ピーク時の地方創生が始まる前はマイナス120名から130名ぐらいの減少であったのが抑制されていると。ただ、減少はし続けていると。今後の見込みということですが、やはり人口減少はこのまま進んでいくだろうと。日本全体がそうなっております。ただ、第2定住人口がどうなるかという問題でございますが、和東町の場合、実際、来年、国勢調査が行われますが、実際に住んでおられる人口と、それから住基人口、差が生じていると思います。恐らく、差が300人ぐらいになるかと思いますが。

あとですね、和東町はお茶の時期は忙しい時期ですので、援農ということで毎年十五、六名の方が入ってこられてますので、3カ月間程度と。

それから、和東町は、去年、平成30年度から修学旅行の受け入れということで進めております。こちらの事業も5年間継続しましたら、一定、継続した事業につきましては、第2定住にも考えられるという、そういう解釈がございますので、こういった修学旅行生の受け入れを教育旅行の推進ということを図ることによって、人口減少は進んでおりますが、関係人口、それから交流人口の拡大ということを考えていく時期かなと思っております。

また、観光入込客数のお話をさせていただきましたら、平成30年の観光入込客数が17万8,543人でございます。前年度が15万2,984人ということで、伸び率10.17%ということで、非常に増加しております。昨年度は町内で民宿のほうで1軒増加しましたし、ことしもまた1軒できておりますので、そういった新たな動きでありましたり、飲食店の方も何軒かできたりということで動きが見られるんじゃないかと。定住にはつながって行ってございませんが、いろんな事業をすることによって、町内外にPRすることによって和東町に来てもらえる人口をふやして、それから和東町のファンをふやして、将来の移住・定住につなげたいという思いでおります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（藤原秀太君）

人口ビジョン、将来の人口推計につきましてのご質問についてお答えいたします。

和東町の人口ビジョンにつきましては、平成27年10月時点で策定させていただきましたものでございますが、その当時、平成22年の国勢調査をもとに、社人研の推計、また、施策効果を踏まえた人口推計を行ったところでございます。

委員ご指摘のとおり、現在、その当時の推計で、平成32年社人研推計で3,794人というふうに推計しておったものが、現在ですが、令和元年8月1日時点の推計人口になりますが、この時点で3,608人と100人強の下ぶれをしているところでございます。

おっしゃるとおり、予想以上に人口が減っているところでございますが、来年度にかけまして、第5次総合計画ですとか地方創生の戦略、また、この中で人口ビジョンの見直し等も進めてまいりますので、その中で下ぶれを許容するというだけでなく、どのような取り組みをしていくことによってこれをいかに抑えられるか、皆様のご意見もいただきながら、将来に向かった計画を立ててまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

今ご答弁いただきまして本当にありがとうございます。

将来ビジョンというものは一つの指標でございますので、住民の方も数字に対して大変敏感になっておられます。果たして、この和東町が今後どれぐらい人口が減るんだろう。果たして、農業をやっているんですけども、農業人口は守られるんだろうか、

景観は守られるんだろうか、こういう非常に不安を日々抱いて若い方たちも育っているんですけども、和東町を愛しておられる方々がそのような不安を感じておられますので、今、心強い答弁をいただきましたように、正確な、斬新的な計画を盛り込みながら長期ビジョンというものを示していただきたいと思います。

そして、草水さんの課長のほうには一つの道があって、その道を広げていくという意味では、観光の関係が一つのロードとして、これから和東町の活性化のほうに加味されることを期待しておりますので、修学旅行生の受け入れとか、観光人口をふやすとか、そういうことにより一層力を注いでいただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それと、86ページ、B&G海洋センター簡易日よけというのは、課長、プールのことによろしいんですか。わかりました。

ことしの夏は非常に天候不順で、なおかつ日よけがサル被害によってなくなったということで、非常にプールの開設というのは危ぶまれた中で努力をされて、このような工事をして、たくさんの入場者の中で終わられたということを非常に喜んでおるところでございしますが、今回は一応工事として終わったわけですけども、やはり簡易をいつまでも続けていくわけにはいきませんので、今後どのような取り組みをして、今度は、獣害でやられないような施設というものが望まれると思うんですけども、その点について2点質問させていただきたいと思いますが、よろしく願いします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

86ページのほうでB&G海洋センターの簡易日よけ工事ということで、寒冷紗といますか、住民の方ができるだけ暑くないようにということで、上に覆いをかぶらせていただいたような状況でございします。本年度8月31日をもって、プールにつき

ましては終了いたしました。岡田委員おっしゃるように、昨年度に比べますと少し利用者がふえたというところでございます。

しかしながら、昭和58年に施設が完成しまして既に35年以上経過しております。根本的な工事が必要になってくるということで、昨年度、B&G海洋センターのほうから保険ですね、一応、屋根の修理が必要だということで約150万円いただいたわけですが、その金額程度では直らないと。やはり施設そのものの老朽化も含めまして、本体工事も含めて大幅な改修が必要だと考えております。概算でございますが、1億円以上の費用が見込まれるという状況でございます。

今、和東小学校でも屋外型の屋根のないプールということになっておりますので、逆に、そうするほうがいいのかというところで現課は迷っているところでございます。

なお、海洋センターのほうからの補助の関係でございますが、やはり相当厳しい数値が上げられています。年間利用者が何人以上、例えば、指導員が何人以上常駐しているとか、そういういろんなことがありまして、なかなか1億円程度かかる費用に対しての補助がつかないという状況でございますので、将来的には、言いましたように、和東小学校のプール、全然活用されてませんので、そのあたりも踏まえながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

今、聞かせていただいて、非常に多額な金額ということで驚いているわけなんですけれども、今後どのような方向に進めていかれるのか検討はされると思うんですけど、ふと私、今、思ったんですけど、この前、一般質問をさせていただいたように、ふるさと納税の対象物件として取り上げていただいて、全国から寄付金をいただいて、その中から賄っていけるようなこともオーケーかなと思ったりしております。

確かに、泉佐野市におきましても、数百億円ふるさと納税されまして、小中学校になかったプールを十か十幾つですか、新しく建ったんかな。忘れましたがも。新設をされて、市民の皆様方から、プールができてよかったと喜んでいただいているという市長のコメントもございました。全てふるさと納税の賄い金によってプールができたという前例もございますし、全国的にまたそれに向けて発信していただいて、何とか資金を得られて、今まで以上のプールができるように期待したいと、このように思っていますので、検討の中の一つに加えておいてください。

よろしく申し上げます。

次に、90ページになりますけれど、重要文化的景観登録に向けた調査事業の委託料というところで委託料を上げておられますが、この取り組みについて、あるいは候補地というものが幾つぐらい挙げられておられるのか、それについて質問させていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

重要文化的景観選定に向けた調査研究ということで、平成30年度に40万円支出しております。

京都府立大学のほうに委託させていただきました調査内容につきましては、文化的景観の保護ということで、保全に向けた申請を進めていきたいということで、基礎的な資料の作成を委託したわけでございます。

実際、今ご質問のように、どことどこではなくて、和東町全体の基本的な調査をさせていただきましたので、まずは令和元年度から具体的な調査が入ります。その事前の調査ということでこの40万円が出ております。今年度から3年ぐらいにわたりまして、町内全地域を対象に、和東町の茶業史でありましたり、建築物でありましたり、

お茶についてその水利がどうなっているとか、あるいは茶園がどのような形で変わっていったとか、あるいは荒廃した経緯はどうであったとか、いろいろ掘り下げた調査をしていただきまして、現在、7月1日から景観条例がスタートしまして、景観の保全を町の一般財源でしていこうということで令和元年度からスタートしているんですが、それを文化財として保護していくような、その仕組みになる根本の調査が平成30年度の調査です。これの調査をもとにして、令和元年度から3年間で調査を進めて、国のほうで保存していきたいものであったり、茶畑でありましたり、建築物、それから樹木でありましたり、そういうのを選定して、国から保全をしてもらうような、そういった補助金ももらいながらということで、将来に結びつくような土台となる基礎調査でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

わかりました。

湯船の屋根がわらの景観であるとか、一つの景観条例と絡めた中で、今後発掘して登録していくという趣旨の資料でよろしいですね。

ありがとうございました。

それから、同じページなんですけれども、スマートワーク・イン・レジデンス、これは毎年500万円の委託料をされているわけなんですけれども、今まで近ツリにされていたと思うんですけども、これについて活性化がいろいろとお願いをして成果を上げていただいているんですけども、レジデンスそのものの施設について、新規の方々、フリーランスの方ですか、そういった方々の使用とか、そういった新しい件数は芽生えているんですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

こちらのスマートワーク・イン・レジデンス事業は、平成29年度で体験交流センターの2階の1室を改修しまして、30年度から本格運用させていただいております。

近畿日本ツーリスト関西様にこの運営を委託しておりまして、オフィスに平成30年度は週1回来ていただきました。まだ最初ですので、いろんな企業さんに向けてツアーの造成、例えば、相楽東部のドローンモニターツアーの実施を行っていただきました。こちらが11月14日から16日ということで、延べ12企業の方がおられます。

それから、あと、企業のほうに呼びかけるということで、サテライトオフィスのマッチングセミナーということで、ホテルメルパルク大阪で11月21日に、参加企業70名の方を対象にしまして、16団体でございますが、和東町のPRでこういったサテライトオフィスを使って田舎で一回体験してくださいということでPRをしております。

また、こちらのサテライトは和東町だけではなくて、京都府、それから笠置町、南山城村、和東町ということで、3町村のサテライトオフィスの事業から始まったものでございますので、3町村合同のパンフレットも作成させていただきました。

また、町内の業者さんにおかれましても、こちらの会議室を利用いただきまして、マッチングというか、こういった取り組みで、町外から和東町に来られた場合に、飲食店として自分とこのお店を使ってくださいとかということで商談をされて、成立されたという結果がございます。

しかしながら、まだまだ現在2年目ですが、有効な活用というのが十分ではないという状況でございますので、さらに企業の呼びかけでありましたり、あるいは学研都市にはたくさんの企業さんがおられますので、余暇を通じた中で、仕事もしながら余暇も兼ねて互助会制度みたいな、そういったものでこの施設を使ってもらえないだろ

うかということも検討しております。

以上でございます。

まだまだ十分ではないですけれども、今後、利活用を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

スマートワーク・イン・レジデンスについては、これからネット社会の中では非常に重きを置かれるようになってくるんじゃないかと考えております。各自治体におきましても、このような取り組みというものをいろんな形の中でやっておられます。海のほうだったら海の爽やか風を受けてレジデンスしませんかとかいうふうなことで呼びかけをされております。和東町におきましても、あるということを全国的にPRするのにSNSを利用するとか、いろんな媒体を通じて全国にもっとももっとこういうすばらしいところで作業しませんかというようなことの呼びかけを今後とも力を入れていただきたい。

ただ、来ていただくのを待っているというんじゃなくて、PRをして呼び込むということが、これから競争する社会に打ち勝つ一つ的手段であると思いますので、その点も兼ねてよろしく願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから2時50分まで休憩します。

休憩（午後2時38分～午後2時50分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

5 番、吉田委員。

○ 5 番（吉田哲也君）

それでは、1 点お聞きいたします。

ページは 166 ページですけど、ゴルフカート保険に関連することなんですけど、まず、ゴルフカートの保険というのを説明していただけますか。

○ 委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○ 地域力推進課長（草水清美君）

こちらにつきましては、去年は 10 月、11 月、12 月、3 月ということで運行をさせていただきました、その間の保険でございます。

○ 委員長（岡田 勇君）

5 番、吉田委員。

○ 5 番（吉田哲也君）

ゴルフカートの保険ですか、修理とか、そういう。

○ 委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○ 地域力推進課長（草水清美君）

搭乗者に係る保険でございます。申しわけございません。ゴルフカートにつきましては公用車と同じ扱いですので、車の部分というのは、町のほうにも保険というのがございますが、ゴルフカート専用でこのときはゴルフカートの搭乗者の保険ですね。事故があった場合とか、対物とか、対人の関係の保険を掛けておりました。

○ 委員長（岡田 勇君）

5 番、吉田委員。

○ 5 番（吉田哲也君）

それでは、その内容というのはわかります、事故があった場合。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

済みません、詳しいことは資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

5番、吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

それを聞いて安心しました。観光客の方々が乗られるんで、事故があったときの保障とか保険とかがどうなっているのか聞きたかったんで、またお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

それでは、決算委員会ということでございます。

今まで事業についての質問はいろいろありましたが、私のほうは会計別収入決済、未収金のことでお尋ねをしてみたいです。

まず最初に、簡水のほうから、この数字を見ておりますと、現年度は課長の指導のもと、課員がよく頑張ってくれたと、このように私もっております。けれど、この数字を見る限り、過年度につきましてはほとんど皆無といってよろしいでしょう。これについて現課の建設事業課長、どのようなお考えを持っておられますのかお聞きいたします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ページ数でいきますと、262ページの歳入でございます。

現年度分8,000万4,182円ということで、24万3,164円が未収入になったということです。これにつきましては、基本、現年を徴収するというで動いております。

例えば、9,800円の使用料があるとした場合、1万円を出されたときに200円を過年度に回すということで、とりあえず現年を消していくということで、現年を残すと過年にプラスになりますので、現年を消していくという考え方で、課員に指導のもと動いていただきました。

結果、過年度についても若干は下がっておりますが、大きな減額にはなっていないのが現実でございます。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

そうすると、現年で少しずつ残ったやつが次の年に過年度に入っていくということ。この数字は一体いつ減るんですか。この考えならほとんど減らないでしょう。私はこのように思うんです。課長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

この数字については、減らす努力はしております。滞納者につきましても、今の段階でいきますと、先ほど言いましたように、おつりが返らないような形での減らし方しております。ただ、額が1,600万円から1,400万円、30年度でいきますと約200万円の減額を見ております。長年にわたって滞納がたまった分でございます。一気にというのはなかなか難しいということと、生活実態を見ながらの回収とい

うことで考えておりますので、滞納者に無理な支払いを求めると、また、ほかのところで滞納が発生することも予測されますので、できる限りの範囲で、気長とは言いませんけれども、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

当然そういう答えが来ることでしょう。

ことし、一般会計・特別会計合わせて9,400万円、大台を切ります。これは水道だけじゃなしに、ほかのところもいろいろ努力されていたと、このように思うんです。

ところが、過日、営農組合の集会があったんです。話題になってくるのは、水道料金25%回収するという話になってきて、もってのほかだと。そうじゃないんです。水道会計はいずれパンクする。今のうちに何とかやらなくてはと、私も行政側みたいな答弁をしたもんですから、ひどい攻撃をくらいまして、その攻撃は未収金なんです。

先ほど岡田泰正委員のほうから、悪質滞納ということを言われております。これは悪質やなしにルールを守れないと、このように私、解釈しているんです。

ルールというのは、いついつまでに払いますよ。ところが、それが全然されてない。過年度の対応は今の建設事業課長の前の前からずっとあると、このように思います。だから、今の課長だけじゃないと思うんです。そのときに何をされておったんか。時計の針は戻せませんから言いませんけど、先ほど25%上がるということなら、住民に納得する説明を持っていかないと、私たち議員はこの採決について賛否を問うんです。これは相当苦勞して理由をつけなくてはなりません。いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

委員会のほうでも若干ご説明させていただきましたけれど、本年度、水道委員会を開催しながら委員の中で原案をもんでいただいております。

実際のところいいますと、第1回の委員会につきましては、今の現状の報告、それから今後の対応についてどうするかというところの事務局側からの提案で終わっております。今後、委員会を開催する中で、料金体系の案ないし改正の考え方等をご理解願いたいと思っております。これを十分議論いただいて、また、これはいずれ条例改正ということになりますので、本議会でもたもんでいただくことになると思います。それにつきましては、議員各位に十分理解していただけるような説明ができる案を町としても何とか作成をして、それで条例改定に持っていきたいというように思っておりますので、慌てず慌てて、できるだけ早い時間帯に改定ができるような整理をしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

この問題については、京都府下が一番高くなると思います、この数字でいくと。これは論議の焦点になってくると思いますので、十分配慮した中でお願いいたします。

次、下水道、これが困ったもんです。過年度なんて何も変わってないんです。現年度は減りました。過年度は変わっておりません。だけど、一般会計から今5,200万円ほど持ち出しているんですよ。これをいつまで持っていくのか。

例えば、撰原、石寺、白栖、これは下水道は入ってませんよ。原山、湯船、入ってませんよ。それから、当然、下島から木屋、この人らは同じ配分の中で一般会計から持ち出すなんてね、これは公平的な論理からいったら通らない。ということは、ここでもっと徴集努力をしてほしいんです。いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

下水道料金の徴収の体系につきましては、基本的に、水道料金を付加した額で算出しております。ですので、今後、議論にはなりますけども、水道料金を改定することによりまして、下水道料金もかかってくるということは考えております。

ただ、ここで591万2,000円の滞納がございます。昨年度の徴収率につきましては40万円ということで、ほぼ9%の徴収ができていないという状況でございます。ただ、これも水道料金と同様、現年をできるだけ減らすということに徹し、職員と動いておりますので、現年の未収を減らし、過年度に回さないでやりたいということでございます。

ただ、畑委員もご指摘のとおり、計画値外の住民に一般財源からの負担を与えているという印象は確かに与えております。現在、1億5,000万円を超える一般会計からの繰り入れということになっておりますので、これをできるだけ減らしていきたい。水道料金も合わせてですけども、基本、債務の償還の半分までに一般会計の繰り入れを抑えるというのが企業会計の原則というか、ルールに近いものがありますので、それに近いように持ち込みたい。

下水につきましては、20年を超えておりますので、今後、修繕等の部分も発生してきます。先ほど岡田委員のほうからも質問がありましたように、かなり厳しい中での話で、令和20年でも、何もしなくても1,000万円の債務が残るという状況の中で、これも減り続けるという場面がなかなか想定できないのも現実の状況でございます。水道料金の改定に合わせて、下水道についても健全な経営ができるような方向性には、経営戦略等を立てながら検討していきたいと考えております。

ただ、これも料金を上げるとなりますと、別体系で料金をつくらるとなりますと、また、地域の負担というのが出てきますので、その部分についてもまた検討しなければ

ならないと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

水道の問題については、もう1点だけ。

毎年毎年、この意見書の中に悪質滞納者には給水停止と、私、20年間やらせていただきましたけど、同じ文面がずっと出てます。ここ最近、給水停止というたら、二、三年前に1回されただけでしょう。だけど、現年払っておられるから、給水停止はできないですね。過年度は残っておっても、現年払ったら給水停止はないでしょう、そう思うんですよ。

現年は払いました。しかし、過年度は残ってますけど、私、払いましたよ。だから、給水停止なんて無理でしょう、法的にいったって。だから、裏を返してみたら、一つの手段です。だから、いつまでたっても「給水停止するする」て言うだけでは風呂の湯ですよ。一遍やってくださいよ。同じことばかり言うのもいかなものかと思えます。これだけ一つ聞いておいてください。

次に、税住民課長、町税から固定資産、国保の未収金があります。これね、私、実際の実例の相談を受けたんです。Aさんとしておきます。実はAさんから、これだけのお金が残っているんです。ところが、私が言うたらお茶農家ですね。「これだけとしのお茶の単価が低かってどうしても払えない。払えないのは私の責任です」と言って相談に来られた。しかし、私はどうも信用ありませんから、何とか手だてがないのかなと。まけてくれとか、そんなんじゃないですよ。だけど、相談に行ったのか、そこらは私ははっきりわかりません。行ったとお聞きしました。だけど、それは税機構へ行ってくださいと、いきなり税機構へ持って行かせた。

前のときは、誰のときかはわかりません。前のときは話を聞いていただいたと、こういう実例の話をしたんです。だけど、今はすぐ「税機構です」と振られるという

ことで、とてもやっていけないから、最悪、生命保険の話をされたんです。生命保険されるということは、みずから絶つというような意思があるのかなと一瞬悪いようにとったんです。だけど、確認したら、そんなことはしませんというところまで切羽詰まった人の話が出てきたと。

だから、本人から課長にそういう相談があったんか、それは私、その話は定かではありませんけど、前のときは、こうこう言うたら相談に乗っていただけました。何らか最善の手があるかなということで乗っていただいたという話をお聞きしたんです。現状は、今はもう税機構です。いきなり税機構です。だから、行政としても気持ちが冷たいというように嘆いてきたんです。そういうことはあったんですか、なかったんですか、課長、どうです。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

基本的に滞納の案件につきましては、徴収等につきましては税機構の管轄でございます。市町村はその献納を失っておりますので、税機構で対応していただくことになる、これは原則でございますが、相談に来られた場合に、それを今のお話でしたら門前払いのような形は、私が把握している中ではないというふうに理解しております。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

あった、ないかの話はやめておきましょう。だけど、いきなり税機構へ送るのもいかなものか、こういうことなんですよ。そこらはやっぱり心温かい行政でやっていただきたい、このように思います。これはひとつよろしくお願いいたします。

次に、決算書の84ページの職員採用試験、微々たる金額でございます。今、和東

町の正規の職員は何人おられて、それから嘱託職員は何人おられるんですか、お聞きいたします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、職員数でございますが、本年4月1日ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。82名でございます。また、本年3月31日末、30年度の決算ということで報告させていただきます。嘱託職員につきましては11名、臨時職員・アルバイトにつきましては43名となっているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

過去には正職が120人おられましたね。ちょっとお聞きしたんですけど、向こう5年、6年としましょう。その間に職員が今の課長クラスですね、定年退職になられて、再雇用は別として、やめていかれる職員は何人おられるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

令和2年3月につきましては、該当がございません。令和3年3月にお二人、令和4年3月にお二人、令和5年3月にお二人ということで、今後6年間で8人の職員が定年退職を迎えるということになります。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

6年間で8人ということは、82人から8人、だけど恐らく今期も採用あると思います。だけど、それに続く係長クラスが育っているのか、ないのか。また、それを育成する副町長、これについてはどのように思っておられるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今、総務課長から答弁がありましたように、あと5年で8名が管理職を退職されるということです。今、管理職は17名おります。これは桐山先生とかも入っておられますけれども、あと、主幹が3名、そして課長補佐が7名、係長が8名と、こういったことで役職をつけている者がこういう形でピラミッド型をつくっているわけなんです。

今後5年間で退職される方が8名ということで、組織上でいいましたら、まず、主幹クラス3名おりますので、順次、そこを課長クラスに上げてくる。今、管理職と同じなんですけれども、長ではございませんので、課長としてある。そして、あと、課長補佐が7名おりますので、それを管理職に持ってくると。係長が課長補佐に上げる。主任が12名おりますので、主任と係長は同じようなクラスなんですけれども、役職としてはつけておりませんので、そこら辺を順次上げてくるということで、今後、退職に伴って一遍にやめるわけじゃございませんので、年々昇格をさすという形で補充をしていくと。それで、退職された分の新規採用を計画的にやっていくという形になると思います。

本来は課長補佐、係長クラスがもうちょっといていただけたらありがたいんですけども、これは平成19年のときに定員管理の行革をやっておりまして、そのときに

14名の40代の職員がやめております。そういったひずみが今、出てきているのかなと思っておりますので、その後、20年度から順次採用はしてきて、今、50人近くの職員が入っておられるんですけども、そういったことで、今はある程度ピラミッド型ができていますけれども、今後、昇格とかそういうようなものを行って、順次、役職のところを埋めていきたいと、このように考えております。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

これから一つの仕事を一人じゃなくて、一人で幾つかの仕事を持たないようになってきます。それとね、残念なことに、職員で採用しながら1年でやめた、2年でやめた、こういうケースは町長、ご存じですね。これは個人の自由で、職業の選択の自由で、それは仕方ないと思う。だけど、和東町にとって何ら魅力ないからやめていくんだと、こういう見方もするんですよ。その辺について町長の思いはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、質問にもありましたように、我々行政にかかわる者というのは、今日では大きなまちづくりにどうかかわっていくというふうな非常に大事なときになっております。そういう意味におきまして、先ほどからも出ておりますように、小さな町の少子高齢化で人口も減っていく。そういう中でのまちづくりにどんだけ意欲を持ってきているか。そこにやりがいをどう持っているか、そこが一番問われているときだと思います。

先ほどからも言われておりますように、条例等によって仕事しなきゃなりません。条例等をきちっと当てはめるといっても、住民とのコミュニケーションをどう高め

ていくか、そういうことが非常に求められていく。だから、公務員というのは、非常にまちづくりにかかわらんならん。そして、こういうコミュニティといったときに、住民サイドで物を考えていかなきゃならない。

先ほど畑委員の質問も聞かせていただいて、もっとその辺の対応の仕方はなかったんやなかろうかと、こういうところの深さがあります。その辺のところをどう認識して町にかかわっていくか、ここをお互いに認識していかないと、どうも大変な職場になってしまいます。

そういう意味で、私は、この和東町のまちづくりはやりがいのある楽しい町、将来、こんな町なんだ、住民の皆さんと一緒に、将来を据えて今やっているんだと、そういう中、汗水かいてもらえるような、そういう職場であつたらいいなど。そういう意味で、住民組織一体を挙げた仕事をやっていこうということで日ごろから心がけております。個人の悩みよりも組織で対応していく、こういう形を常々申し上げているわけでありませう。

そういう中でも、今、言われましたように、2年、3年でというのがあります。それはどちらの側が問題かは別といたしましても、そういうことがなきように今後も努めてまいりたいと、このように思っております。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

わかりました。

次に、最後です。済みませう。

172ページの犬打峠トンネル早期完成を求める住民会議補助金、これは20万円出ておるわけでございます。令和6年の何月だったかわかりませうが、犬打峠が開通する。これはやはり住民会議が主体となった中で、1万1,000人、和東町の人口の約4倍ぐらいの署名活動を起こした結果、知事を動かし、住民を動かし、今、実現

したと、このように思っております。

毎年毎年20万円を計上しているわけです。前は別としたかて、今後も続けていかなくてはならないと。去年はこの総会を開催されたと思うんですけど、今年度は総会は開催されておるんですか、建設事業課長。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

この会議につきましては、平成25年にトンネル早期実現を求める住民会議が議連から変わったものです。平成29年にトンネルの早期完成という形で規約改正を行っております。その後、本年度については総会を予定しております、事業については今年度、早期完成の看板を沿線上に用地を求めてつけるというところまでは話が出ております。総会については、令和元年、現時点ではまだ行っておりません。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

私、質問の前に滞納のことで先ほど言って、そしてまた、2名の今回、委員の方が発言されまして、町長も建設課長も、水道の値上げをここで起立してもらえんと思っておりますか。

私、早くやらないとだめだと、そういうような話を聞いたのは2年前ぐらいですよ。それから、どう考えているのと。ようやく1年ぐらい前に動き出して、ようやくちょっとぐらい結果を出したと思っているんですよ。それで、今までほっといたつけが回ってきているということですよ。

今まで滞納のことで発言される議員さんは余りいらっしゃらなかったんですよ。こういうことを言っているのは私ぐらいですよ。町長は昔から滞納の関係は積極的じゃないですからね。ですから、これでいて、いつ出されるのか知らないですけど、

立たはる議員さんいらっしゃると思います。その辺の考え方をお聞きしたいんです。

町長と建設課長。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほど畑委員のほうにも答弁させていただきましたとおり、かなり厳しい値上げをもって今回当たっております。確かに、今、小西委員がおっしゃられるように、理解を求めるにはかなりの時間を要するかとは考えております。ただ、こちらとしまして、できる限りのデータと、できる限りの調査と、できる限りの一番やりやすいといふか、持っていきやすい案を提案し、ご理解を願いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ご案内のとおり、水道についてはですね、水道の計画に基づいた中には25%というようなことを平均入れていると。これは今までからもご質問がありました。これは実は水道そのものの維持、そして健全な水を送っていくという理念のもとに、間違いない安定経営をやっていこうと、こういうことで計画が挙げられております。これはうちだけではありません。そういう水道法等に基づきながら処理をしております。

そのときにこの水道会計には、公共事業と非公共事業があります。また、あわせて、原則そのものは応益負担があります。そして、一般会計から繰り入れの法定的な問題と法定外があります。そういうことを含めながら、住民の命の大切な水を維持すると、こういうことであります。

こういうことでありますから、今までから計画がありましたからといって、先ほど建設事業課長も申してますように、やはりまずはこの計画に基づいて委員会等でご審

議をいただくということを、今、お諮りしております。そして、お諮りというのは、この中で基本的には住民の意見を聞くというのが、その代表の意見を聞いてやると。計画そのものがそうでありましたから、やっていくのは当然であります。今、計画の中にいろいろご審議いただく中での1回目の会合を開かせていただいております。

確かに、この計画の開催が今、質問がありましたように、長いこと開かず、急に開いてあげるための委員会かと、こういう印象が強く、それでは今までの経営努力は何もなしに、結果的にそうなるんじゃないかというご意見をこの議会でもいただいております。これは大事な意見でありまして、私は真摯に受けとめさせていただいております。しかしながら、受けとめたからと言って、これをやめましょうということには、先ほど言いましたように水道法の問題がある。また、命を守る経営どうする、ここはやっぱりいろいろご審議いただく。だから、いつまでということ、今年度とか、そういう機械的にいくんやなしに、住民の皆さん、そして議員の皆さんと共有して、そして一定の結果が出た中でやっていく、こういうことが大事だと思います。これも上げても地獄、上げなくても地獄ですから、これは正直なところ、私一人の判断で、私の責任というよりも議会の皆さん方とご審議をしながら、このときには議員さんもこういう意見でしたよ、こういうことの残せるような大切な水の意見だと思っております。そういう意味で、非常に皆さん方とご審議をしていかないといけない大きな問題であると思っておりますので、この辺のところについては、これからも議員の皆さん方のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは何といたしても、住民にとっては大事な命の水、命にとって大切な水を扱っているわけです。法律もあるわけでありまして。そういう中で、非常に厳しい、私にとっても大変な道のりであるというふうに理解しております。そういう意味では、先ほど言いましたように、議員の皆さんのご指導とご協力をいただひて、特にご指導いただひたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

さきに大分指導しているんですけど、その結果が出ないからそういう答えしかないと思うんです。私たちは議員は泥船に乗るつもりはございません。

総務課長、決算明細書の193ページに物品のほうで自動車をたくさん総務課のほうでは持っておられますよね。そして、また、総務課長は車両の運行責任者ですよね。ということは、私、前にも言いましたけれど、中嶋総務課長のとときかな、運行表をちゃんとしているかと。そして、それをつけないと事故して、ここではまた保険を使いますけど、よろしくお願ひしますでなくて、常日ごろ月1回管理職会議やってるから、そのときに交通事故には気をつけろ。そして、各課課長は朝、朝礼やってるから、車を使うところは必ずそういうことも言って、職員に徹底するように、耳にたこができるぐらい言っても右から左の職員がいるから、気をつけてやらないとだめですよと、そのようにちゃんと総務課長は指導されてますよね。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、公用車の運行管理簿でございますが、平成30年4月に総務課長にならせてもらって、必ず毎年1回、私が全て目を通して確認印を押すという形でさせていただいております。

また、公用車の安全運転、事故防止につきましては、定期的に管理職会議で各課長に周知をさせていただいております。

総務課では毎月1回、月初めに安全運転を心がけるように、また、その都度、交通安全週間、それこそあすから秋の交通安全週間が始まりますが、職員には徹底するという事で指導しております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

今、公用車の軽貨物自動車とか、そういう関係で使用の頻度の多い課はどこが一番よく使われていますか。

一番たくさん使うのは、農村振興課か建設課か。そしたら、その課長2人、どういうふうに課員を指導していますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

毎日朝礼させていただいておりますので、その都度の部分で、毎日ではございませんけども、指導。それから、今、うちのほうにはごみの収集ということでアルバイトの方も1人来ていただいておりますので、そういう部分、持ち込みにはなっておりますけども、十分注意するようということ指導をしておりますので、よろしく願いします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

当課につきましても、同様でございます。特にうちの場合は、山道の現場というのがありますので、運転には注意するようということはくれぐれも注意をしております。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○ 9 番（畑 武志君）

そして、常に朝礼のときに、課長は毎日朝、朝礼するんですから、職員によく言って聞かせてちゃんと指導しないとだめだと思います。

そしてまた、こんなこと個人の嗜好の問題だから、たばこは公用車では吸わないように、そういうことの指導もしないと、今、たばこを飲まれる方は少ないでしょう。少数者の方の権利をだめだと言っているんじゃないで、やはり 10 人いて 3 人か 2 人ぐらいでしょう、今、飲まれるのは。やはりそういうこともちゃんと指導しないとだめだと思いますから、その辺もよく守ってください。

そういうことで私の質問を終わります。

○ 委員長（岡田 勇君）

8 番、岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

それでは、まず、先ほど来、いろいろと税のことについて出ているんですけども、私のほうから滞納というよりも税務行政という観点で少しだけお聞きしておきたいんですけど、一つは、先ほど答弁の中で税住民課長が、いわゆる税機構のほうに滞納分を移管しているということなので、町の税住民課にはその権限はないと言われましたよね。本当にそうなんですか。いわゆる業務としては委託しているにしても、町の税住民課に滞納を徴集するような権能が全くなくなったなんていうことは聞いたことがないですね。だから、全くノータッチなのかというね、権限的にも税機構に奪われて、全くできないなんてことは私はないと思うんですけどね、その辺、確認しておきたいのと、それから、平成 30 年度の関係でいいますと、徴収に関して、法に基づいて差し押さえであるとか、督促であるとかいうことをよく言われますけど、法に基づいた減免措置であるとか、徴収猶予であるとか、そういったことも一方であるわけなんですね。いわゆる払う能力のないとか、払えない事情がある方に一定の基準に基づいた減免を行う、また徴収猶予を行うということも法に基づく税務行政だと思うんで

すけど、その辺が例えば平成30年度のところでどの程度減免申請があつて、また実際に減免をされているのか、その辺がわかればお願いしたいと思うのと、それから、そういった減免制度についての周知・啓発というものをどの程度やられているのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、京都地方税機構でございますが、地方税機構というのは、地方自治法で定められている特別地方公共団体である広域連合でございます。広域連合につきましては、構成団体のある特定の事務を共同処理するために組織されている団体でございます。これが構成団体の権能部が広域連合に移るという根拠になっております。したがいまして、広域連合として市町村の特定の事務、今でしたら滞納の徴収についての権能を持っているということになりますので、市町村はその権能を失うということの根拠とされております。

とはいえ、全く何もしないというわけにもいきませんので、先ほど畑委員のご質問にもありましたように、何らかの相談なりありましたら、それは真摯に対応させていただくということは昔からやっております。

それから、減免なり徴収の猶予の関係でございますが、申しわけございません、今、数字を持ち合わせておらないんですけども、ただ、周知につきましては、各税ございます。住民税とか固定資産税、国保税、軽自動車税、それぞれ当初の決定の通知を送らせていただく際に、その中の文書、例えば、表の見方とか、文書を入れておりますけれども、その中にこういう場合は減免されますという文書を入れて送らせていただいております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

何もしないわけにはいかないと言われましたけれども、でも、ほとんど何もされてないと思うんですよ。相談には乗るけれども、結局、税機構に行ってくださいというね、いわゆる相談に来なければ訪問もしないでしょう。それは前、言われましたよね。ですから、結局、税機構のほうは訪問されませんよ。連絡もとられませんよ。

権能はなくなったけれども、結局、以前、町のほうでやっておられたような丁寧な一定の税務行政というのは全く引き継がれてないと。本当に機械的な督促しかしてないというのが税機構の実態だというふうに今の話でよくわかりました。なるほどなど。

要は、町からそういう権能を奪って、税機構がかわって取り立てになったということですよ。だから、さっきのような話が出てくるといふふうに思うんですね。

先ほどのようなケースでいえば、本来、急激な収入の減少があれば、いわゆる税条例に減免の措置があったと思うんですよ。一定こっだけ減った場合はこっだけにすとかね、そういったものがちゃんと知らされて適用されているのかということが税務行政にとって一番大事だと思うんです。

言われますように、決められた、そういう額をちゃんと納めていくということは義務ですし、それに努力することは納税者の一つの責任だといふふうに思います。しかし、やはり生活そのものが壊れてしまったら、とるだけとって、あと自己破産とか、そういう生活自身が壊れてしまったら納税はできないわけですから、それは町としても損失なわけですので、そういう意味では、今後、税機構というものの構成団体であるんだったら、せめて、以前、町が権能を持っておられたときにやっておられたような丁寧な税務行政が地方税機構として可能になるような体制を組んでいただく。本当は私はそんな必要ないと思いますけど、そんなことするんだったら、その辺、構成団体の長としてそういった意見を言っただけませんか、町長。権能を奪ったんだ

ったら、以前、各自治体がやっていたような業務をやってください。訪問もし、連絡もとって、相談にも乗る。とるだけがあなただの仕事じゃないでしょうと。どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今ご質問ありますように、滞納された方への徴収になれば、権能そのものは、これは自治法そのもので移行はしてしまいますけども、これはお互いに自治体ですので、だから、今、岡本委員が言われるように、機構そのもののあり方は、またそこにも議会が持って構成されておりますで、また、議会の中からそういう議論というものを高めていただくという一つの自治体ですので、そういう言うべきだろうと思います。

一つは、岡本委員が言われるように、権能そのものは関係していきますので、先ほど課長も申しておりますように、一人でも多くの方に納めてもらいやすい、そういう努力はしていくべきだというふうに思っております。機会があれば、そういう住民の理解のもとに、一人でも多くの方が納めていただけるような手法を求めていく、これは筋であろうと思います。私も機会があれば、そういう中での努力はしてまいりたいと、このように思っております。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

税務行政というのは、単に決められた納税額をとればいいということじゃなくて、そんなことはこちらが言わなくても十分わかっておられると思いますけど、要は、住民の生活をどう維持し、また、どう再建していくかというところに税務行政の本当の狙いがあると思うんですね。

ただ、地方税機構を中心とした今の税務行政というのは大変逸脱しているというふ

うに言わざるを得ませんし、そこは構成団体として重々やっていただきたいし、町として権能は失ったけれども、相談に乗るとか言ってましたけど、やっぱりちゃんとした身近な窓口なんですから、窓口は、ここから木津まで行かないと税機構はありせんからね。一番身近な窓口で最低限ちゃんと処理できるように努力していただきたいというふうに思います。

次に、下水道の関係なんですけども、この30年度において新たに接続された件数、今現在の30年度を通じての接続率というのはどの程度ですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません、今、資料を手持ちで持っていません。たしか1件だったか2件だったか、調べております。

あと、全体の接続率は65%前後でございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いずれにしても、年間に1、2件ぐらいしか新たに接続されないという意味で、その接続には努力はされているかもしれないけれども、接続を広げるという意味では困難が多いというのが現状だと思います。

それですとね、そのネックになっているというのは、先ほどからいろいろ事情はあるというふうに思うんですけども、やはり費用の問題というのは以前からあると思うんです。接続に係る工事費等についての費用が100万円かかったりとかいう場合もありますし、大変ちゅうちょする要因にもなっているというふうに思うんです。それがどンドンどンドン年が過ぎれば過ぎるほどだんだん意欲もなくなってきますから、そのままにしておくということにもなると思うんですけども、以前、同和行政のもと

ではそういった一定の補助がその部分についてはありましたけども、一般的には全く何もない中で推移してきたと。今も何もないと。そういう点では、やはりそういった接続に係る費用を少しでも軽減していくような取り組みをしないと、なかなかつなごうというような意欲にもつながらないし、これだけ経済的にしんどい状況の中で、それだけの大きな投資をするということですよ、要は。だから、そういう意味では大きなちゅうちょにもなっていますので、そういったものについて、どういう形ですかはいいろいろありますよ。

いわゆる直接的に補助するというような特別対策のようなやり方もありますけども、例えば、住宅改修の助成制度などで下水道をさわるときに、工事費について助成が出るという方法もありますし、また、今、30年度からだったと思いますけども、移住者に対する湯船の特区とか、今は全体的にも90万円、180万円の改修補助が出ますけども、それも下水道に使っていいという話でしたよね。そういうようなことも含めて、やはり何らかの経済的な負担を軽減する手だてを打つときじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員の答弁に逆らうような形になりますけども、下水道事業につきましては、計画年次、面整備を行った後に、個々の個人宅につないでいただくのは、下水道補助は3年という基準がございます。ですので、3年度以内につないでおられない方については、逆に言えば、先ほど岡田委員に答弁させていただきましたように、こちらから手だてを打つ方法はないというのが現実でございます。

確かに、面整備の当時からいいますと、なかなか接続率が上がらないということがありましたので、各区ないし、いろんな方法で貯金をされたりしながら、その費用を

出されたということになったところもあると聞いています。

また、あわせて、特会事業のような形で補助負担をしたというのも現実にございます。

それと、見解的には違うかも知れませんが、下水道のつながってないところについては浄化槽の整備がされてます。浄化槽の整備に関しましては、約50万円前後の補助事業が出ています。これと同等の費用とは言いませんけども、その程度の費用でつないでもらって、大体、下水道を接続していただく費用と、それから浄化槽を接続していただく個人の負担分を含みますと、そう大きく差が出ないと考えてます。

となってきますと、下水道計画区域内だけに補助事業をつくるというのは、なかなか厳しいものがあるかというぐあいに判断しますので、その辺のご理解は今後もう少し住民さんをお願いしていかなきゃならないというふうに考えています。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

要は、さっきちょっと言いましたけども、いわゆる移住者に対する空き家を活用して、そこに入るために90万円なり180万円の助成がありますよね、移住者にしたら。移住者は、それを使って、くみ取り式だったものを水洗にするとか、そういうことに使っても構わないということだと思うんですよね。だけど、一方で、実際に住んでる方が何とか頑張って水洗化したいというふうに思ったときには何もないというのは、これも一つの制度上の矛盾というかね、一方では、特別に移住者にはそういうことを許しておいて、こっちはそういうことがあるからできへんみたいないうのは矛盾があるんじゃないかと思うんですよね。いわゆるその部分については、制度上、差別になっていますよね。一方では、そういうふうな制度使ってやってるのに、こっちは何もいろいろしないというのは、下水道の接続を進めるという意味でも障害になっているんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

一つは、目的を持った法律ということで、目的を達成するための手段としての施策ということになるかと思えます。しかし、一方では、今、言われるように、普遍的に、一体的に考えるということも大事なことだと思えます。そういう意味では、今のところは目的を持ったものが目的を早く達成しなきゃならないということで、今、指摘されておりますように、その条例のほうが実際に運用されていると、こういうことであります。言われることは、今後の課題として、下水道とか浄化槽とか、そうじゃなしに、水洗化の促進というのは今後の課題になってくるのかなど、このように思えます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いずれにしても、これはずっと前からの課題だと思いますので、これでいいと思っただけならいいんですよ。これ以上、接続を進めなくていいと、65%までいったし、今後は運営上は問題ないだろうということで判断されているんだからあれだけでも、でも接続は進めてほしいというふうに言ってるんだから、それはちゃんとそれなりの施策を打たないとできないと思います。本音はどこか知りませんが、だけでも、そうである以上はちゃんとした手だてを打っていただきたいというふうに思います。これ以上、無策では進まないと思いますので、ぜひ、そこは強く要望しておきたいと思います。

そしたら、最後の問題として、公共交通の問題ですけど、午前中にも触れられておりましたけども、いわゆる交通対策のところのJR関西本線沿線地域公共交通活性化

協議会というのがありまして、平成30年度は222万3,662円の負担金が支出されたということなんですけども、先日来の一般質問でも述べましたけども、町内における協議会においては、いわゆる開く必要性がないということで、何年間も開いてこなかったということでしたけども、こっちの協議会というのは大変頻繁に開かれていると思うんですね。これができたのは、たしか平成27年ぐらいですか。それからずっと開かれているんですけど、平成30年度におきましても、一応、いろいろホームページ等で資料も見させてもらいましたけども、3回開いておられますし、書面協議というやつも2回されてます。かなり頻繁に集まられて、計画に基づく協議をされております。

ちょっとお聞きしておきたいんですけど、平成30年度における和東町の公共交通にかかわっての協議というのはどういうことをされました。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員の質問でJR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会ということで、確かに、昨年度、年3回会議が開かれております。やはりその部分につきましては、広域バスの利用促進、そして、それぞれの町の取り組んでいる公共交通を補完する事業の報告ですね、私どものほうにつきましては、グリーンスローモビリティを活用した、一定、地域づくりをしたいということで報告をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

一応、各年度の公開されている資料等も結構膨大なんですけど、見させてもらったんですけど、平成29年度にたしか具体的に進めていく上での計画がつくられていますよね。それに基づいて、その進捗状況を点検しながら会議がされていると思うんです。

その中で、奈良交通のバス路線をどうしていくかとか、それから木屋の問題もそうですし、それから高校生などの通学補助をどうしていくか、コミュニティバスをどうしていくか、そういったこともずっとそこで協議されています。いわゆる最近出てきたゴルフカートなどを使った生活交通への転用ということなんかも、最近、協議の内容になっているということもそこから見られます。

私は何が言いたいかというと、要は、平成30年度においても、和東町のバス路線等の対策協議会というのは開かれませんでした。29年度も28年度も27年度も開かれませんでした。でも、その間にこっちの協議会ではどんどんといろいろなことが協議されて、いろいろなことが決められていっています。

実際、具体的に、広域バスとかの事業が始まって、そこに負担金も出して、実際に事業が進められている。こういったことが一方で起こっているのに、どうして肝心な和東町の住民参加で公共交通のあり方を協議していく場であるバス対策協議会というのが開かれなかったのかですよね。開く必要があったんじゃないですか。開いて、ちゃんとそういう取り組みをしているということ、また、29年度につくった計画というものをそこでもちゃんと明らかにして、説明をして、今後どういうふうに行っていくかと思っているということを協議することはいっぱいあったんじゃないです。そういうことが一方でやられているのに、なぜ、平成30年度においても開く必要がないという判断をされたのか、その辺、説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員がおっしゃるとおり、和束町を含めたJR関西本線沿線の地域公共交通網形成計画の目標実現に向けた具体的施策の取り組み状況ということで、確かに資料として報告をさせていただいております。

私が先ほど述べましたように、ここでは具体的に、和束町地域公共交通会議準備会を開催して、今後の地域公共交通のあり方を検討したいということで、一定、まとめさせていただいております。

これにつきましては、課題といたしまして、奈良交通バス和束木津線の効率化と湯船地区のコミュニティバスの運行、また、先ほど言いましたグリーンスローモビリティ有償運送に向けた試験運送を実施し、本格運行に向けて検討中ということで報告させていただいております。

ですから、31年度、今年度ですね、令和元年度の7月に路線バス等対策協議会を開催させていただきまして、今後の課題ということで、住民の方に協議をお願いしたところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

令和元年度の7月に開かれたということは聞いております。ですけど、私が聞いているのは、平成30年度に開く必要があったんじゃないのかということを知っているんですよ。

今まで開く必要がないということで判断して開かなかったでしょう。協議する内容がない、集まってもらえない理由がないというふうに言って、4年も5年も全く開かずに委員さんだけ選んで、1年間も全く開かない。任期は2年ですから、2年間全く開かないという、そういうことをやってこられたわけでしょう。その理由が、必要性がないというか、開く理由がないということでしょう。

でも、実際に言えばね、同時並行的に開かれている協議会というのでは、大変重要な公共交通についての内容が議論もされ、計画もつくられ、実際に具体化されて、和東町からそこにお金も使っているわけでしょう。そういう具体的なことをいっぱいやってるのに、どうして平成30年度においても、住民組織である住民の皆さんに集まっていたいて、声を聞いて、そこでどういうあり方をやっていこうという重要な場所にそういったものがちゃんと反映されないのかということを知っているんですよ。

ここでは30年度においても頻繁にこだけ会議も開かれて、協議も行われている、いろんな重要なことも決められている、そういうことであるのに、なぜ、平成30年度においても開く必要がないという判断をされたのかということを知っているんです。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、まず最初に、和東町では、地域公共交通の準備会を開催しないといけないということで、平成30年度に開催をいたしました。それを受けて路線バス対策協議会を本年7月ということで、次につきましては、和東町の地域公共交通会議ですね、これを10月に開く予定ということで、一般質問の中でも答弁させていただいたとおりでございます。

○委員長（岡田 勇君）

質疑を終結します。

会議の途中ですが、ただいまから午後4時10分まで休憩します。

休憩（午後3時57分～午後4時10分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど質疑を終結いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

私は、平成30年度決算認定にかかわり、認定第1号、第3号、第5号、第6号、第7号について反対討論を行います。

まず、認定第1号、一般会計決算認定についての主な反対理由を7点述べたいと思います。

第1に、住民生活を守り支える施策についてであります。

平成30年度は、年金のカット、介護保険料の引き上げ、後期高齢者医療での保険料軽減措置の段階的廃止など、安倍政権による社会保障の改悪、負担増が地方に押しつけられる事態の中、町行政には、住民の命と暮らしを守る立場から可能な限りの手だてを尽くすことが求められましたが、これらに対応する支援は行われず、保険税を引き下げる条件が十分あった国保税についても高い水準で据え置かれるなど、住民生活を守る姿勢が極めて弱く、不十分だったと考えております。

また、低年金に苦しむ高齢者の雇用と生活支援につながるシルバー人材センターの設立についても、早期実現の姿勢にふさわしい検討が行われないまま、30年度も設立できなかったことは重大です。

さらに、住民生活や営業を守る上で、住民生活に寄り添った税務行政がこれまでになく重要と考えておりますが、質疑でも明らかになりましたように、京都地方税機構への滞納分の機械的な丸投げが常態化する中で、税に関しては文書による督促に特化した働きかけが当たり前となり、納税者の生活実態を十分把握しないまま、法に基づくとの名目で差し押さえをちらつかせ、機械的に徴収するやり方が強化されております。

一方で法に基づく減免や徴収猶予などの制度の周知や適切な活用が十分行われず、

徴収率の向上が目的化する状況にあることは重大であり、住民生活の再建・支援を柱にした税務行政を求めるものです。

第2に、定住促進の施策についてです。

この点では、子育て支援と住宅整備について指摘しておきたいと思います。

子育て支援については、平成30年度から医療費無料化の18歳までの拡充や小中学校の給食費と修学旅行費の無償化が始まり、この点については大きな前進となりました。

同時に、30年度に実施された「子ども・子育て支援事業計画策定」に向けたアンケート結果では、経済的負担の軽減や支援強化を望む声が多数を占め、さらなる充実の必要性も明らかになりました。

平成30年度においては、ほかにも学童保育料の引き下げやインフルエンザ予防接種補助の拡充などにも十分取り組めたと思いますし、アンケート結果も踏まえた引き続いての努力を要望したいと思います。

住宅の確保や整備が、定住人口、とりわけ若い世代の定住を進める上で重要課題であることは明らかです。町は空き家の活用を柱にした住宅確保や移住支援を30年度において取り組まれましたが、一定の前進的な状況は生まれているとは思いますが、空き家に依存した取り組みでは限界があることも浮き彫りになっております。

また、移住者には、下水道接続も含め住宅改修のための補助がある一方で、住民には何もないなど、住宅政策に格差が生まれている点も問題です。重要なのは空き家だけに依存せずに、町の責任で一定数の公営住宅を整備・確保する方針を持ち、計画的に進めることであり、その点について改善を求めたいと思います。

第3に、公共交通の維持、充実についてです。

懸案である公共交通の充実や今後のあり方についての取り組みは、30年度におきましても十分進んだとは思われません。何よりも問題は、住民参加で公共交通のあり方を協議する協議会が30年度も含め長期間開かれず、検討が行われてこなかったこ

とです。町は協議する必要性がなかったことを理由にされておりますが、その一方で、3町村を範囲にした別の協議機関では予算もかけて計画がつくられ、具体策が検討されており、なぜ、その内容が還元されず諮られなかったのか大きな疑問として残ります。

バスの利用促進にとっても、高過ぎる通学費の軽減にとっても、拡充が急がれた高校生通学補助についても、30年度においても拡充がされなかったことは極めて遺憾でした。

この問題で大事だというふうに思いますのは、住民の足をどう確保し、充実させるのかを出発点にした取り組みだと思います。今、検討されているというゴルフカートの転用、活用は、もともと観光客の利便性の確保が出発点であり、極めて安易な方向ではないかと考えております。

第4に、観光の取り組みについてであります。

平成30年度において、最も行政の力を傾けられた事業の一つが観光振興だったと思います。取り組みの中で、交流人口の増加や事業の現場の方や住民の努力の中での新しい取り組みも行われ、さまざまな成果も生まれていることは確かだと思います。

その一方で、受け入れ体制のおくれや不備もある中で、地域ではさまざまな弊害や矛盾も多く生まれており、対応が後手になっていることも確かではないかと思えます。

現在の取り組みにおいて、私が一番問題を感じているのは、丁寧な住民的な議論と合意が十分でないまま事業が進んでいることです。

例えば、質疑でも取り上げたお茶の駅構想関連事業にしても、また、平成30年度内に制定された景観条例の問題に至る経過を見ましても、住民的な議論が丁寧に、かつ活発に行われて決定され、進められているとは到底言えません。

また、マウンテンバイク関連の事業にしても、もともとは早稲田大学の学生さんの提案が始まりでした。私は、学生さんなど外部の提案やアイデアが悪いと言っているのではなく、それをもとにした住民自身の議論の展開や、また合意に基づく取り組み

が大変弱いし、今後やはり必要だと考えております。一度しっかり総括をされ、改めて、住民参加のもとで今後の観光のあり方、取り組みのあり方というものを考えていく必要があるのではないかと思います。

第5に、自衛隊への若者の個人情報提供の問題です。

自衛隊からの要請に応じて、町が自衛隊員募集の適例者に当たる若者の氏名、年齢、住所、性別の個人情報を抽出し、名簿を作成して、紙媒体で本人の同意もなく提供されていたことが平成30年11月中旬の新聞報道で明らかになりました。町は法的に問題はないというふうに言い続けておりますけども、これは明らかに個人情報保護法や条例、住民基本台帳法に抵触する行為です。

個人情報保護法や条例は、原則として、本人の同意のない個人情報の取得、または使用について認めておらず、また、一般的な自衛隊員の募集を目的とした名簿提供の要請は例外扱いするような事項ではないと考えます。しかも、いわゆる個人情報保護の問題で保障されているはずの個人情報の利用停止の権利というものも全く保障されておりません。そもそもそういったことをしていたことが今までずっと明らかにされてきませんでしたので、知らない状況がありました。この点についても大きな問題だというふうに考えております。

また、住民基本台帳法では、閲覧しか原則認めていない以上、町が必要な情報を抽出し、名簿にし、また、それを紙媒体にして提供するという行為は、どのように考えても不可能なはずであり、不当の行為だというふうに言わざるを得ません。このような人権侵害の違法行為を続けることは許されませんし、中止されることを求めたいと思います。

第6に、同和行政についてです。

同和行政の予算については、法が終結して以来、縮小され、現在も同和団体の補助事業に特化されている状況があります。しかし、この同和団体への補助の中身を見れば、いまだに同和団体への公費による活動助成というような性格が色濃く残っており

ます。活動内容も大変不明瞭ですし、このようなことをいつまで続けるのかということが大変危惧されるところであります。

時代はどんどん変わっている中で、このような資質が何の変化もなく置き去りにされていることは大変違和感があります。そろそろこの団体への補助を見直しされ、廃止されることを改めて強く求めたいというふうに思います。

最後に、相楽東部広域連合での事務のあり方について一言述べておきたいと思えます。

特に質疑では触れておりませんが、相楽東部広域連合が発足をして10年がたち、教育委員会が統合されてからもほぼ同じような時間が過ぎております。この10年で私も一貫して、とりわけ教育委員会の統合についてはもとに戻すべきだというふうに主張してまいりました。その思いというのは今も変わらないものがありますし、実際に住民の中でも教育委員会を統合したことについてのメリットを感じておられる方はおられません。

この間のさまざまな教育的な支援の充実というのは、連合による教育委員会でなくとも十分できることばかりです。この和東町の議会において、私たちのまちの教育の問題を論じられないということが本当に大きなデメリットではないかというふうに感じております。そろそろこの教育委員会の統合について、もともと財政の問題を前面にした中で、財政難を理由に教育委員会を統合したというのが経過であります。そういった面から考えても、状況は大きく変わっております。特に教育委員会の統合についてはもとに戻す方向で検討すべきときが来てるのではないかと思いますので、ぜひ、検討いただきたいというふうに思います。

以上のことを指摘いたしまして、一般会計の決算認定について反対討論といたします。

次に、認定第3号、国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

平成30年度は、国保運営の都道府県化という大きな制度変更が行われ、それに伴

い、保険税負担がどのようになるかが大きな焦点となりました。

京都府は事前の「府民だより」で、国からの財政支援が拡充されるとし、国費を活用し保険税を軽減と大きく広報しましたが、本町では保険税は据え置かれ、軽減されませんでした。重大なのは、値下げできる条件があったにもかかわらず、なされなかった点であります。

事前の本算定では、平均約8%程度の引き下げとなり、世帯によっては4万円から5万円程度の引き下げが可能だったにもかかわらず、町はそれを採用せずに、負担軽減に背を向けました。よって、本町では「府民だより」での広報は全くのうそだったことになり、高過ぎる国保税を少しでも引き下げる機会を逸したことは極めて重大です。

その一方で、実質収支は5,000万円を超える黒字となり、2,000万円の財政調査機基金への積み立ても含めると、実質7,000万円以上の黒字を計上されております。高過ぎる国保税引き下げの条件、可能性がありながら、それを生かさずに負担軽減を行われた点が本決算の最大の問題と考えます。

同時に、本決算は、都道府県化が国保財政や運営の抜本的な改善や解決に結びつかない点も明らかにしました。問題解決の要は国庫負担の大幅な増額であり、全国知事会が提言している1兆円規模の国費の投入、均等割や平等割をなくし、せめて「協会けんぽ」並みの保険税水準にしていく、この方向こそ重要であり、町とされましても、それを国に対し強く求めていただくことを強く要望し、反対討論といたします。

次に、下水道事業についてであります。

事業の趣旨や環境面における効果などは理解できますが、その事業の普及や推進に伴う住民負担の軽減が質疑でも改めて指摘しましたけれども、必要不可欠であり、改善を求めてきております。

しかし、本決算においても、その点について反映されませんでした。平成30年度においては、一般会計の事業の中で、移住者向けの空き家改修に対する補助制度がスタ

ートしましたが、現在の住民に対しては何の支援もないという新しい意味での不公平、矛盾が生まれております。このような状況を脱却するためにも、早期に一般対策としての補助制度を創設され、接続に寄与できるように改めて検討いただきたいと思いません。

以上のことを指摘し、反対討論といたします。

次に、介護保険特別会計についてですが、平成30年度は、3年に一度の制度改定を受けて保険料の改定が行われ、今回の改定でさらに値上げとなり、基準額でついに6,000円を超える事態となりました。年金天引きの方はますます手取りの年金が減り、普通徴収の方はますます払にくい状況が拡大することになりました。実際、普通徴収の方の保険料徴収率は85%程度で昨年度とほぼ横ばいで、払い切れない保険料の実態があると言えます。

この矛盾の根本は国や府の財政支援の貧弱さにもありますが、保険者として町にもできる手だてはあり、今回の値上げは、少なくとも十分に防げたと考えます。高齢者の負担は既に限界に来ており、今後、保険者として責任を持って保険料引き下げや独自の減免制度の創設などに取り組むことを要望し、反対討論といたします。

最後に、認定第7号、後期高齢者医療会計の決算認定についてであります。

保険料軽減措置の段階的廃止の影響を受ける中で、平成30年度におきましても保険料の値上げが行われてまいりました。制度開始時に危惧された果てしない保険料値上げの流れが始まっており、ますますこの制度の矛盾が拡大していると考えられます。

今後の増税や保険料軽減措置の全廃等がもし行われていけば、ますます払いづらい状況が増加し、高齢者の暮らしを脅かすことは明らかであり、町独自の軽減の実施を今後とも真剣に検討すべきであり、同時に、一日も早いこの制度の廃止を強く願い、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

日程第1号 平成30年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成30年度の決算状況について、一般会計の歳出総額を前年度と比較すると△1.0%の31億235万8,000円で、決算規模は減少しておりますが、厳しい財政状況の中、和束町第4次総合計画後期基本計画に掲げる将来像「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和束」の実現を目指したさまざまな政策を展開されてきました。

まず、急激に進む少子化への対応として、小・中学生の給食費や修学旅行費の無償化、18歳まで医療費の無償化を拡大するなど、次世代を担う人材へ重点を置いた取り組みを推進されています。

また、修学旅行生の大型農泊の受け入れなど、住民とともにまちづくりを進める新たな展開を実施するとともに、移住特区以外の町内全域にわたる空き家改修助成事業の拡充や空き家バンクの開設など、移住・定住への取り組みを加速し、喫緊の課題である人口減少に歯どめをかけるべく、さまざまな政策を進められています。

また、保健医療福祉の一体的な提供体制の整備を図るため、総合保健福祉施設整備検討委員会の立ち上げとともに基本構想を策定され、整備に向けて本格的に動き始めました。

そして、年々被害状況が拡大し、相次いで発生する災害に対応するため、地域防災計画の見直しや指定避難所である体験交流センターの耐震診断、防火水槽の設置など防災力の強化を着実に進められるなど、安全で快適な暮らしを実感できる事業を推進されました。

一方、基幹産業である茶業の魅力を発信、満喫できる拠点としてグリーンティ和束や駐車場の整備を実施されました。これにあわせて、官民一体で茶業の振興を目指した

取り組みを進め、地域経済の活性化を図るなど、さらなる交流人口の拡大に向けた体制を整備し、地方創生の取り組みを深化されています。

以上、平成30年度は、子育て支援、安心・安全の充実、基幹産業の振興、地域経済活性化などの事業を進め、本町の抱える課題に着実に対応しつつ、将来を見据えた施策を展開されました。

また、犬打峠トンネル化やワールドマスターズゲームズの開催、修学旅行生の受け入れなど、これまでにない新たな交流の流れが生まれ、新たな展望が期待できた1年でもありました。この契機を逃すことなく、今後におきましても、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和束」の実現を目指したまちづくりを推進されますことをお願い申し上げます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私は、認定第3号 平成30年度和束町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は平成30年度から都道府県も保険者に加わり、財政運営を担うこととなりました。今回はその初年度の決算であり、国保都道府県化の目的である国保運営の安定化に資しているかが注目されるところです。

本町の平成30年度の国民健康保険特別会計は、事業勘定と直診勘定合わせて実質収支約5,200万円の黒字決算となっています。事業勘定において主要な歳入の一つである国民健康保険税は、現年度分、滞納繰越分とも収納率は前年度を上回ってい

るとのことで、地方税機構との連携の中で収納率の向上に努力していることについて評価できるものであります。

一方、給付に係る医療費負担ですが、29年度に比べ被保険者数が減少しているにもかかわらず全体の医療費は増加しており、1人当たりについても依然増加傾向にあるようです。そのため、予防に力点を置くことが重要で、平成28年度から特定健診の自己負担無料化や人間ドックの個人負担の軽減など、受診しやすい環境づくりに努力されており、特定健診の受診率も年々上昇しているようです。市町村におけるこうした努力が早期に実を結び、医療費の抑制、ひいては保険税の縮減に結びつくような施策の展開を期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

5番、吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

認定第5号 平成30年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

下水道は国民共通の社会インフラで、河川などの公共用水域の水質汚濁防止や良好な水環境を創設するためには欠かせないものであり、循環型社会を形成するためにも最も重要な事業の一つです。本町においても、下水道の基本的な役割である良好な水環境を創出し、住民の快適な生活環境の確保に取り組むため、限られた予算の中でコスト縮減と事業の効率化を図り、効率的で費用対効果の高い事業を行い、平成24年度に計画区域における整備率約100%を達成し、整備効果は一応に発揮しているものと判断します。

しかしながら、昨年度決算を見ますと、修繕費支出が多額になっていることは言うまでもなく、施設の老朽化が顕著に出だしているということは決算からも読み取れま

す。

経常的に係る経費に合わせ、修繕費がかさむことは予算全体を圧迫するだけでなく、現行の料金収入では賄い切れないのは言うまでもなく、一般会計からの繰り入れが増額するという負の連鎖に陥っていると言わざるを得ません。

また、担当課からは、国からの指導のもと、下水道事業の広域化、令和5年度に向け公営企業会計への移行という説明を受けており、ますます下水道事業経営が厳しくなることが想定されます。本町における下水道事業の独立採算は極めて困難であり、さらなる日々の日常管理を徹底いただくとともに、他の公共事業との関連性を十分に図りながら、コスト縮減と事業の効率化を目指し、工夫を凝らした事業執行により、水環境の改善と生活衛生の向上を図っていただきたいと思います。

したがいまして、私は、平成30年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算については賛成するものです。

以上、委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

平成30年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして賛成討論いたします。

私は、認定第6号「平成30年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」に賛成の立場から討論をいたします。

介護保険制度が施行されて19年が経過し、現在では350人余りの方が要介護認定を受けておられます。サービス面で見ますと、特別養護老人ホームや老人保健施設などに80名を超える方が入所され、200人近い方がデイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護を受けておられます。

平成30年度における保険給付費は総額約5億6,000万円余りとなっており、第7期介護保険福祉計画で見込んだ給付費に近い金額となっており、事業計画に基づく円滑な制度運営がなされていると判断されます。

また、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護認定を受けずとも、基本チェックリストによる判定のみで生活支援サービスが利用できるようになり、生活支援サービスに係る費用として約1,000万円余りの額が、また、いきいき元気塾やすこやかファイト教室などの介護予防事業として約400万円余りの額が支出され、高齢者の自立に対する支援が一層進んだものと評価できるものです。

また、利用料負担の低所得対策として、高額介護サービス費などに約3,000万円、施設サービスに係る食費、居住費の自己負担額の軽減を図る、特定入所者介護サービス費に係る食費・居住費の自己負担額の軽減を図る特定入所者介護サービス費に4,000万円余りが支出されており、低所得者の方でもサービス利用が困難とならないよう適切な運用がなされております。

本町の介護保険料は全国平均より高くなっていますが、これは先ほど述べましたように、多くの高齢者が施設入所や在宅サービスを利用されているためで、介護が必要な方にサービスが十分提供されていることから、それだけ和束町の介護サービスが充実していると言えるものです。

今後も、一層の保険給付費の適正化を要望して、私の賛成の討論といたします。

委員各位の賛同を期待いたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

2番、高山委員。

2番（高山豊彦君）

私は、認定第7号平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計決算について賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、制度創設以来、丸11年が経過し、住民の中に定着した制度になってきています。こうした中で、平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が約6,790万円、歳出総額は約6,750万円となっており、歳入歳出差引額は約40万円の黒字であります。

収入の主なものは保険料収入で約4,220万円。また、歳出については、後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者を対象とした保健事業も国民健康保険と歩調を合わせて積極的に展開されており、いずれも適正な予算執行が行われております。

今後も、対象者である高齢者に対する親切丁寧な対応とともに、保険料の徴収に当たっては特別徴収が原則であります。普通徴収の被保険者に対しては口座引き落としの勧奨など被保険者の利便性の向上に努めるなど、適切な対応を図っていただくよう要望し、私の賛成討論といたします。

委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 平成30年度和東町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 平成30年度和東町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成30年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 平成30年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第4号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成30年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 平成30年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第7号 平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第7号 平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る9月26日午前9時30分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 4時51分 閉会

令和 元 年 1 2 月 1 2 日

決算特別委員会委員長 岡 田 勇